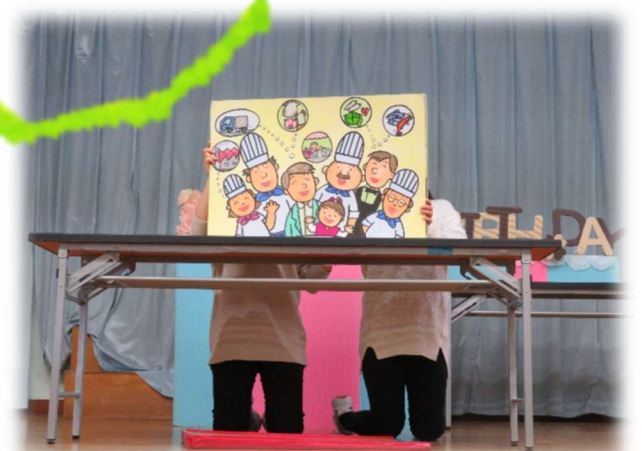


第4次やまなし食育推進計画



令和3～7年度

令和3年3月

山梨県

(令和6年8月改訂)



(目 次)

第1章 計画策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 食育と食品ロス削減をめぐる本県の現状と課題	3
1 食を取り巻く状況	3
2 食に関する県民意識	13
3 食品ロス削減に関する県民意識	16
4 「第3次やまなし食育推進計画」の達成状況	27
第3章 食育推進の基本的考え方	28
1 基本目標	28
2 基本方針	28
3 重点施策	29
4 施策の展開	30
基本方針1 あらゆる場面での食育の推進	
(1) 家庭における食育の推進	30
(2) 学校、保育所等における食育の推進	31
(3) 地域における食育の推進	32
(4) 食育県民運動の展開	34
基本方針2 食による地域の魅力発信	36
(1) 「山梨県産」の地元消費の拡大	36
(2) 「やまなしの食」の継承	36
(3) 魅力ある地域資源の活用	37
基本方針3 食品ロス削減の推進と体制づくり	39
(1) 家庭における食品ロス削減促進	39
(2) 食品関連事業者等の食品ロス削減促進	40
(3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援	41
(4) 総合的に推進するための体制の整備	41
(5) 食品ロス削減に向けた啓発活動の展開	42
基本方針4 食に関する情報の提供	43
(1) 食品の安全性や栄養等の生活に関する情報の提供	43

第4章 計画の推進	45
1 推進体制	45
2 関係者の役割	45
3 計画の進行管理	46

参考資料

1 目標指標一覧（データソース）	48
2 食品ロスの削減の推進に関する法律	49
3 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	54
4 計画策定経過	68
5 山梨県食の安全・安心審議会委員名簿	69

＜表紙のイラスト「やまなし食育推進応援団」シンボルマーク＞

「やまなし食育推進応援団」とは、健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報提供を行う等の食育推進に積極的に取り組む事業所や運動に協力する事業所等を登録し、ステッカーの交付、ホームページでの紹介等により、県民の日々の生活における食育の実践活動を推進する事業です。
この応援団のシンボルマークです。



＜裏表紙のイラスト「やまなし食品ロス削減推進」マスコット＞

食品ロス削減をイメージし、親しみを持てるマスコットキャラクター「かんしょくま」を作成しました。
今後、食品ロス削減の取り組みに活躍していきます。

かんしょくま



第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

- 平成17年6月に食育基本法が制定され、県では、同法に基づき、やまなし食育推進計画（平成18～22年度）及び第2次やまなし食育推進計画（平成23～27年度）、第3次やまなし食育推進計画（平成28～令和2年度）を策定し、15年にわたり、関係機関・団体や国、市町村等多様な関係者とともに食育を推進してきました。

- その結果、小中学校における農業体験の実施回数、運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合、食育応援団や食育推進ボランティアの登録人数等一定の成果を上げてきました。
一方で、中学校3年生や20～30代の若者が朝食を食べる割合が低下する等、特に若い世代の食習慣についての課題も明らかとなっています。

- 人口減少、少子高齢化が進む中、働き方改革や女性の活躍等により共働き世帯が増加する等、社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、食生活の在り方も変化してきています。また、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛のため、テレワークの普及や外食の機会の減少により、家での食事が増える等、生活様式が大きく変化しています。

- 令和元年5月には、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、食べることができる食品については破棄することなく、できるだけ食品として活用していくことができるよう「食品ロス削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という）」が制定され、令和2年3月には、法律に基づき「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

- 第3次やまなし食育推進計画が令和2年度で計画期間を終了することから、同計画の評価と課題の把握を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ、これまで本県が培ってきた食文化の伝承や魅力ある地域資源の活用等も視野に入れつつ、さらに、食品ロス削減についても新たに「山梨県食品ロス削減推進計画」として本計画に位置づけることとし、食を通じて全ての県民が豊かさや幸せを実感できる山梨を実現するため、今後5年間の指針となる第4次やまなし食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 食育基本法に基づく計画

この計画は食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

(2) 食品ロスの削減の推進に関する法律との関係

本計画の第3章の基本方針3「食品ロス削減の推進と体制づくり」については、「食品ロス削減推進法」第12条に基づき、本県の「食品ロス削減推進に関する施策についての計画」と位置づけています。

(3) 他の県計画等との関係

食育の推進に関連する他の県計画等との整合も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。

(4) 総合的な取り組みの指針

この計画は、県民、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、生産者・事業者、民間団体、市町村、県等、食育や食品ロスの削減に関連するすべての関係者が、それぞれの立場・役割において、あるいは相互に連携し協働して、食育の推進、食品ロスの削減に取り組む際の総合的な指針となるものです。

【関連する他の県計画等】

- ・山梨県総合計画（R1～4）
- ・山梨県消費者基本計画（R3～7）
- ・山梨県食の安全・安心推進計画（H29～R3）
- ・健康長寿やまなしプラン（R3～5）
- ・健やか山梨21（第2次）（H25～R4）
- ・やまなし子ども・子育て支援プラン（R2～6）
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（R2～11）
- ・やまなし環境教育等推進行動計画（H24～）
- ・やまなし農業基本計画（R1～4）
- ・山梨県教育振興基本計画（R1～5）
- ・やまなし子供・若者育成指針（R2～6）
- ・学校における食育推進のための指導手引き（第1次改訂版）（H24～）

3 計画期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

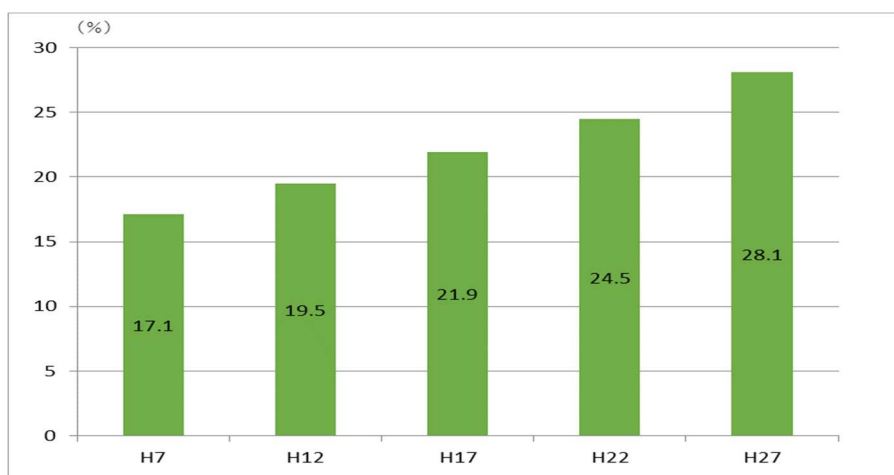
第2章 食育と食品ロス削減をめぐる本県の現状と課題

1 食を取り巻く状況

(1) 社会状況の変化

山梨県の人口に占める65歳以上の高齢世帯は、近年増加し続けています(図表1)。高齢者が元気に過ごすことができるよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みがますます重要になっています。

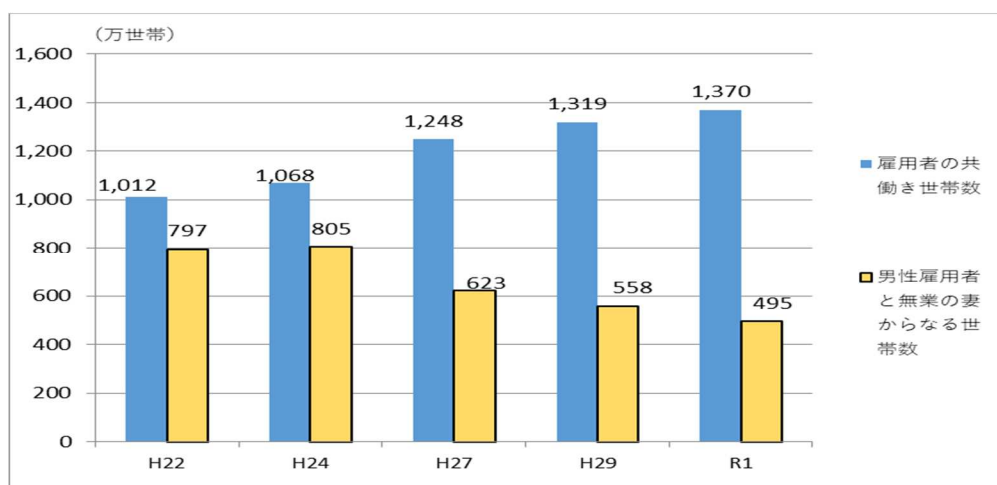
【図表1 65歳以上の高齢者世帯の割合(山梨県)】



【H27 国勢調査】

全国の「雇用者の共働き世帯数」は、近年増加し続けており、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」数を大幅に上回っています(図表2)。子どもへの食育は、日常生活の基盤である家庭における教育が大きな役割を担いますが、共働き世帯の増加等により、家族が一緒に食事を食べたり、十分に時間をかけてコミュニケーションをとることは難しくなってきています。

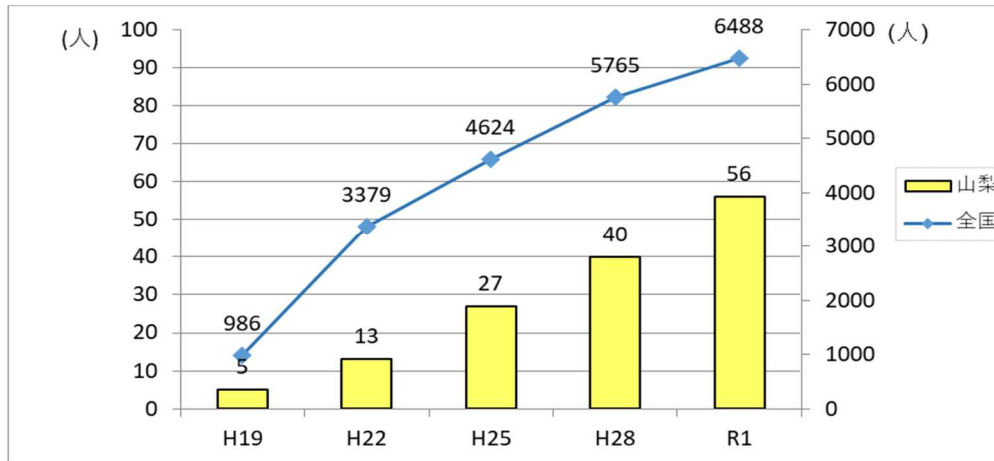
【図表2 共働き世帯数の推移(全国)】



【総務省統計局「労働力調査(基本集計)」】

学校や保育所等は、子どもの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められていることから、県では2007（H19）年から小・中学校への栄養教諭の設置をはじめており、その数は、年々増加しています。（図表3）

【図表3 栄養教諭の設置数の推移（全国、山梨県）】

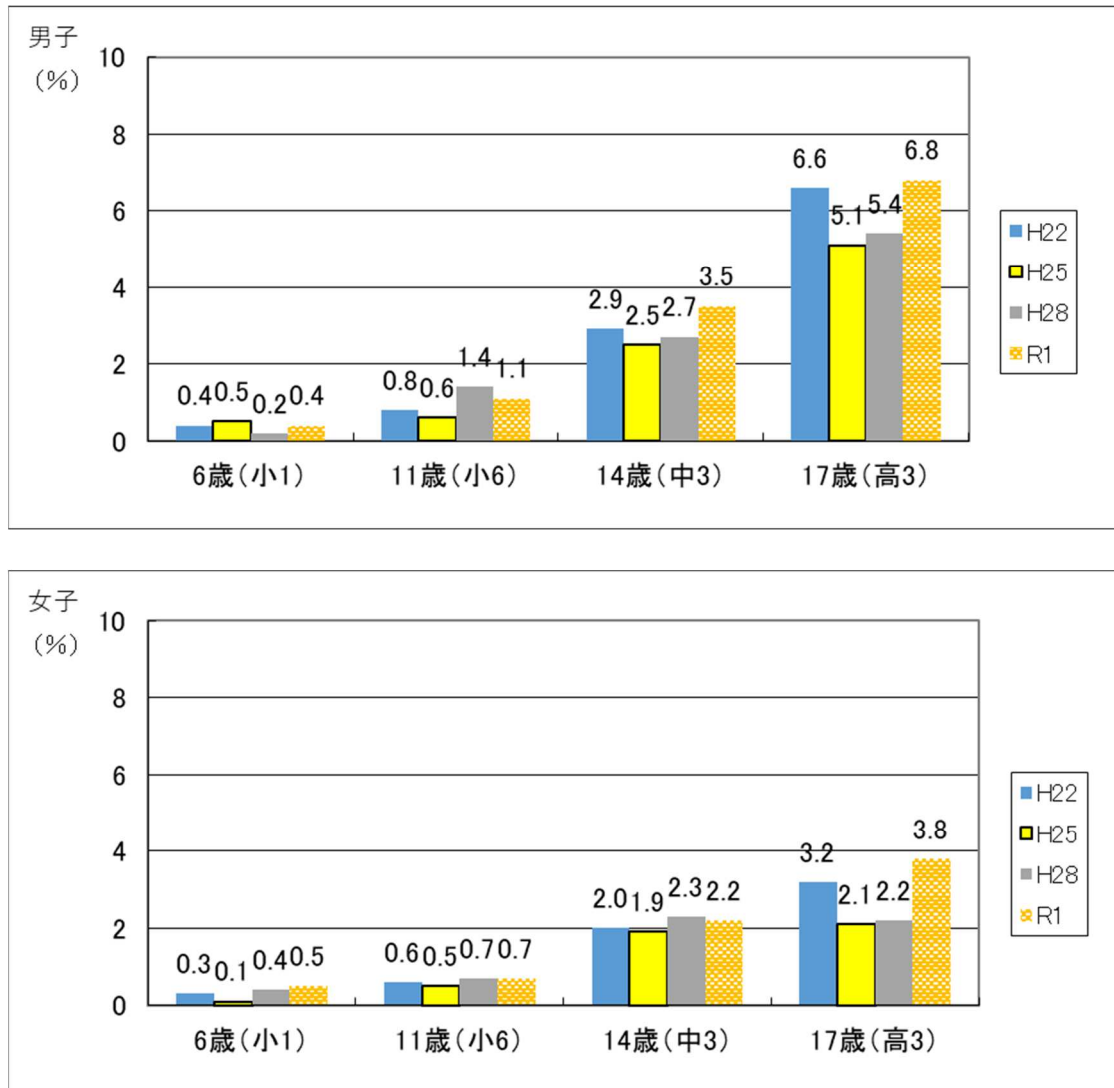


【H19、H22、H25文部科学省調べ、H28、R1 学校基本調査】

(2) 食生活の状況

朝食を「毎日食べない」子供の割合は、2019（R1）年で、小学6年が1%前後、中学3年が3%程度と学年が上がるにつれて増加しています。特に、高校3年男子は6.8%と高くなっています。また、2010（H22）年からの年次変動を見ると各学年とも同じような割合で推移しています。（図表4）

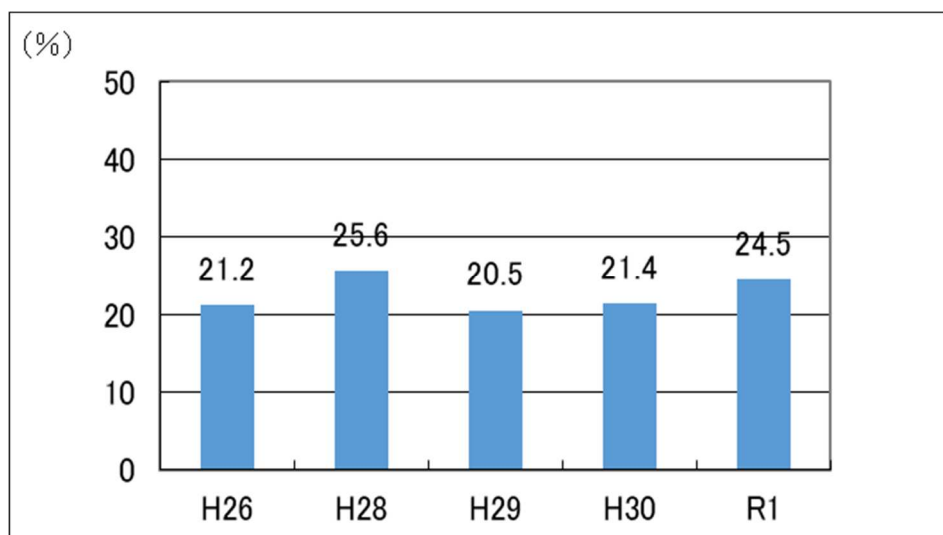
【図表4 朝食を「毎日食べない」子供の割合（山梨県）】



【R1 山梨県新体力テスト・健康実態調査】

朝食を抜くことが週3日以上ある若者の割合は、20～25%程度で推移しています（図表5）。子供のうちから、朝食を毎日食べる等の正しい食習慣を身につけ、大人になってからも健全な食生活を実践できるような取り組みが必要です。

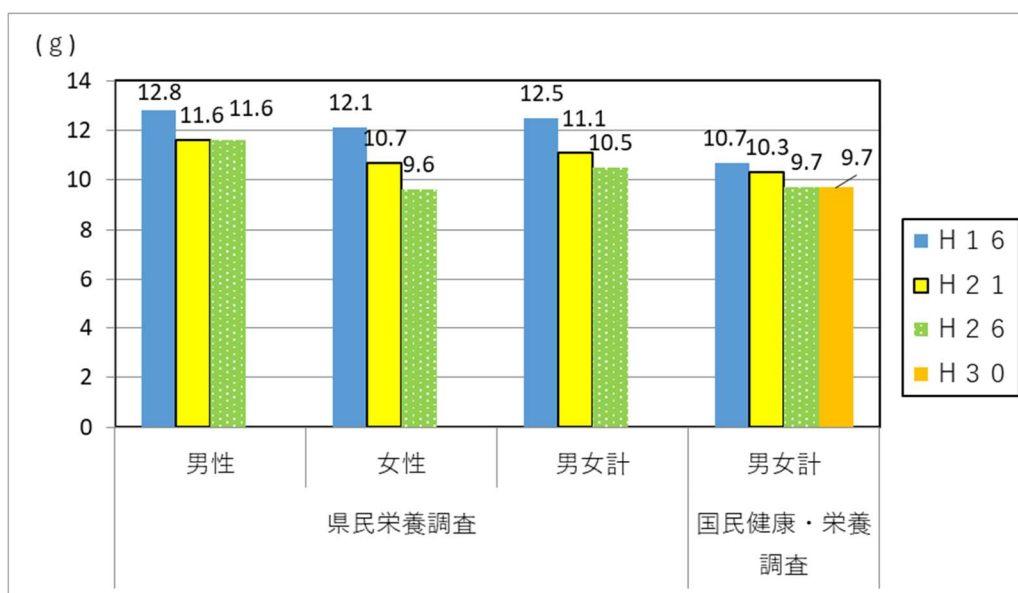
【図表5 朝食を抜くことが週3日以上ある若者（20～39歳）の割合（山梨県）】



【市町村健康診断結果より 県民安全協働課調べ】

成人1日あたりの食塩摂取量は年々減少傾向にあり、2014（H26）年に10.5gとなりましたが、依然として全国平均（9.7g）を上回っています（図表6）。また、2020年に公表された食事摂取基準では、食塩摂取量が男性で7.5g未満、女性で6.5g未満と、さらに基準が引き上げられており、減塩に向けた取り組みは引き続き行う必要があります。

【図表6 食塩摂取量の状況（山梨県）】

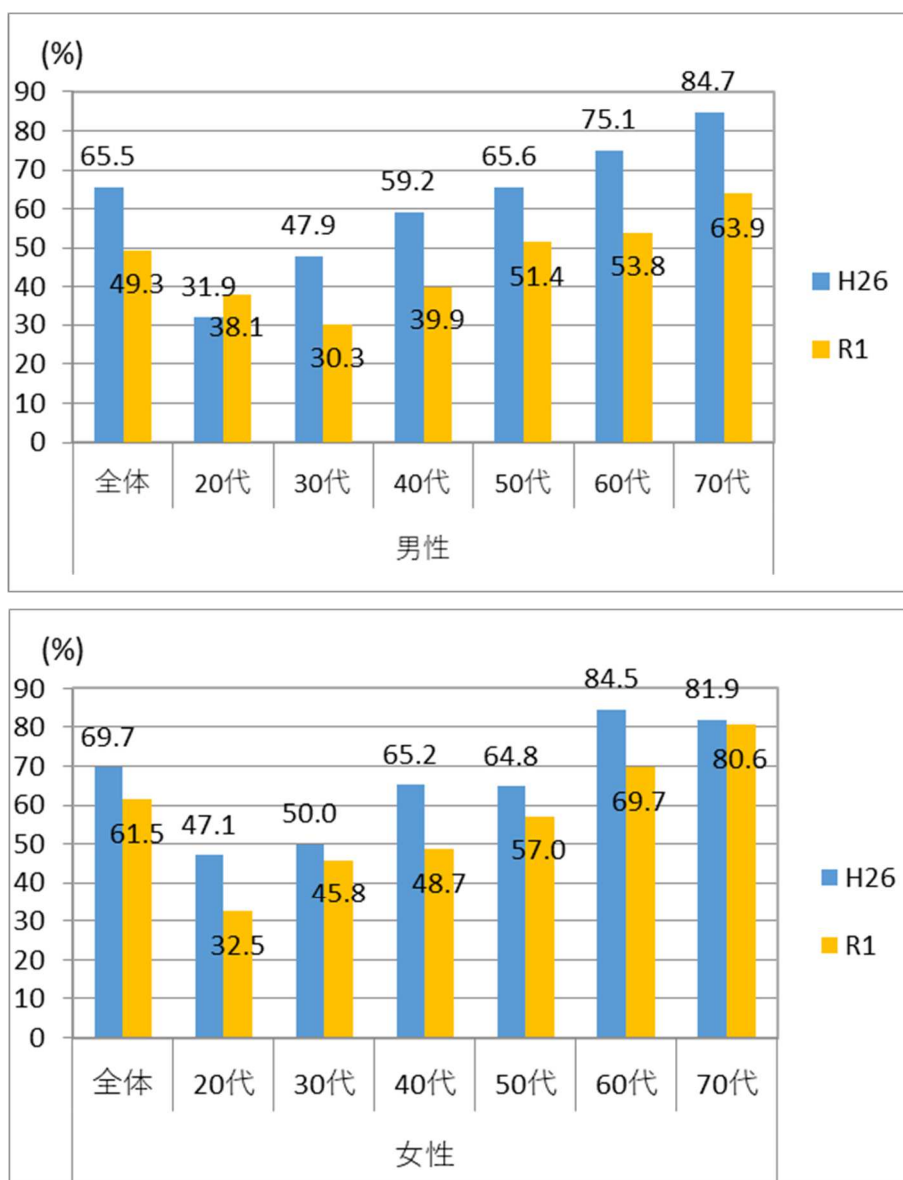


【H16、21、26年度県民栄養調査、H16、21、26、30国民健康・栄養調査】

全国で、主食・主菜・副菜をそろえて食べる人（1日2回以上、ほぼ毎日）の割合は、年齢が上がるほど高くなる傾向が見られます。また、男性は女性よりも低い傾向が見られます。

また、どの世代でも、2014（H26）年に比べ、2019（R1）年には全体的に割合が低くなっています。特に、60代、70代の男性では、2014（H26）年に比べ2019（R1）年の割合は、20%以上減少しており、生活習慣病の予防や高齢者のフレイル※予防の視点からも、主食・主菜・副菜が揃った食事の実践に向けた普及啓発への取り組みが必要です。（図表7）

【図表7 主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合
（1日2回以上、ほぼ毎日）（全国）】

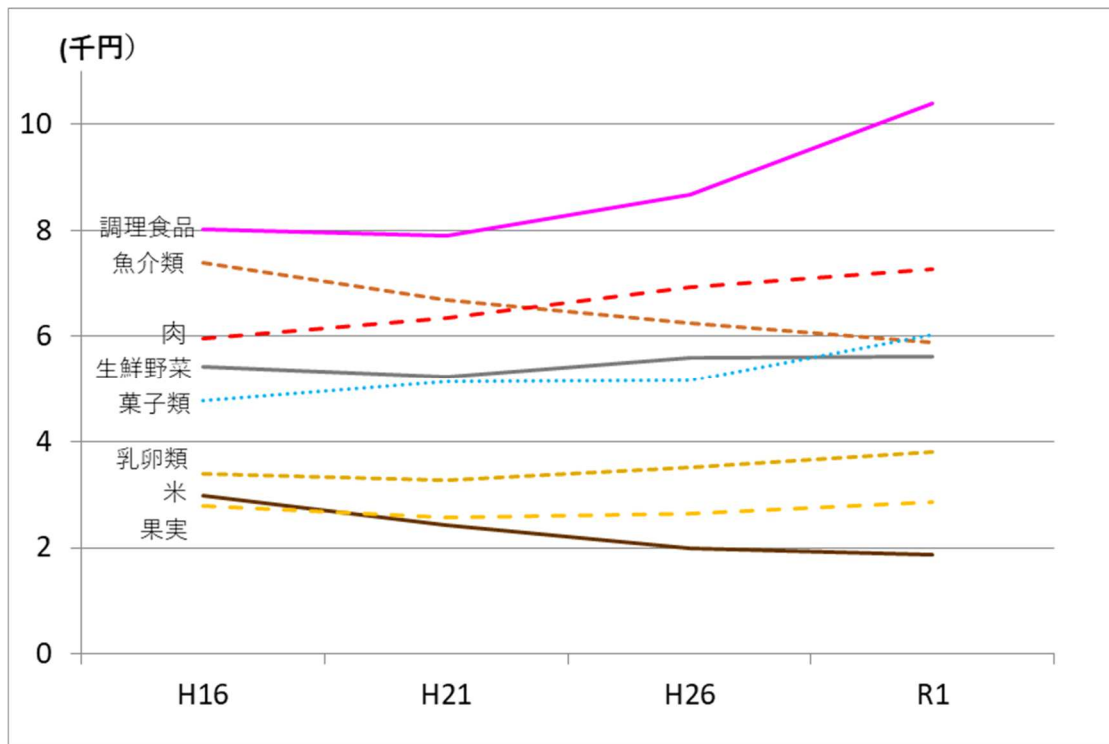


【H26、R1食育に関する意識調査（農林水産省）】

※フレイル（虚弱）とは、年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいい、多くの人が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

食料消費の支出は、家庭で調理する必要がある米や魚介類の消費は減少していますが、弁当や惣菜、冷凍食品等の調理食品の消費は2014（H26）年から2019（R1）年にかけて、大きく増加しています（図表8）。減塩や栄養バランス等の健康に配慮した商品やメニューの開発等、食品関連事業者等による食育への役割は重要になっています。

【図表8 食料消費支出の推移（全国）】



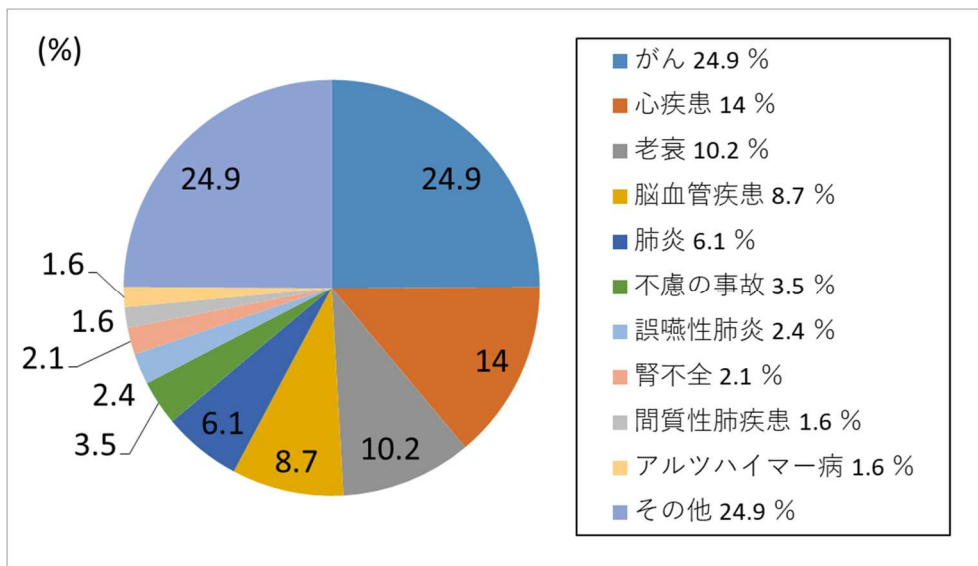
【H30総務省統計局「家計調査」

（2人以上の全世帯における1世帯1か月当たりの平均値）】

(3) 健康の状況

県民の死因別状況をみると、がんや心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病での死因が半分近くを占めています。予防のための生活習慣の改善等の情報提供や普及啓発に、引き続き取り組む必要があります。(図表9)

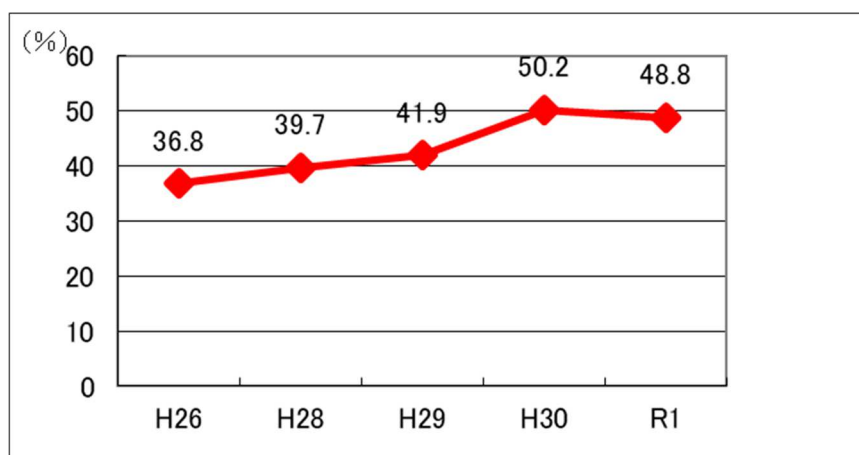
【図表9 死因別状況 (山梨県)】



【H30年人口動態調査】

2019 (R1) 年で、40~59 歳で運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合は、2014 (H26) 年に比べ 10%以上増加し、健康への意識が高まっています (図表 10)。しかし、40~50 代の働き盛りの世代は生活習慣病のリスクが高くなるため、引き続き、運動や食生活等の生活習慣の改善への取り組みを促すとともに、1 日の大半を過ごす企業 (職場) が従業員の食育や健康づくりに戦略的に取り組むことも大切になってきています。

【図表 10 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合 (40~59 歳) (山梨県)】



【市町村健康診断結果より 県民安全協働課調べ】

全国的にみると肥満者の割合は、2018（H30）年で、40～59歳の働く世代では、男性で30%以上を占めています。また、70歳以上では、男性、女性共に、30%近くに達しています（図表11）。健康寿命の延伸のためにも、成人男性を中心に生活習慣病の予防や改善のための取り組みが必要です。

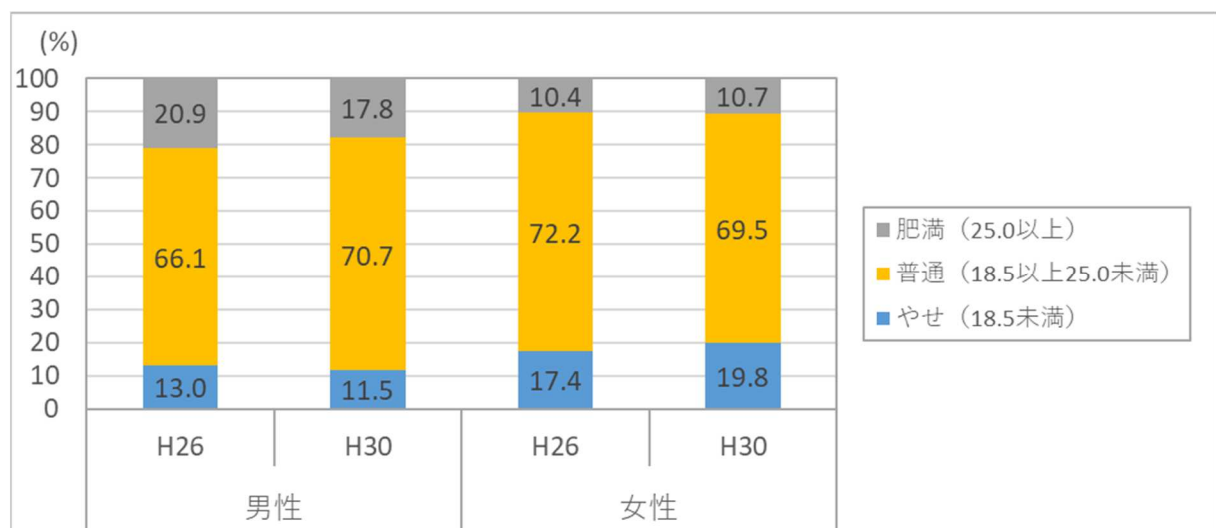
やせ（低体重）の割合は、2018（H30）年で、20～29歳では、男性で11.5%、女性で19.8%と、40～59歳より10%近く多くなっています。70歳以上になると男性で23%、女性で35.8%と、40～59歳に比べ、やせの割合が20%以上増加しています（図表11）。若い女性のやせは、少ない食事量によるものも多く、栄養不足等の健康問題を引き起こすだけでなく、次世代の子供の生活習慣病のリスクを高めることが危惧されています。また、高齢者のやせは、フレイル(虚弱)につながる等の課題があります。

全世代が適正体重の維持の大切さについて理解し、実践できるような普及啓発に取り組む必要があります。

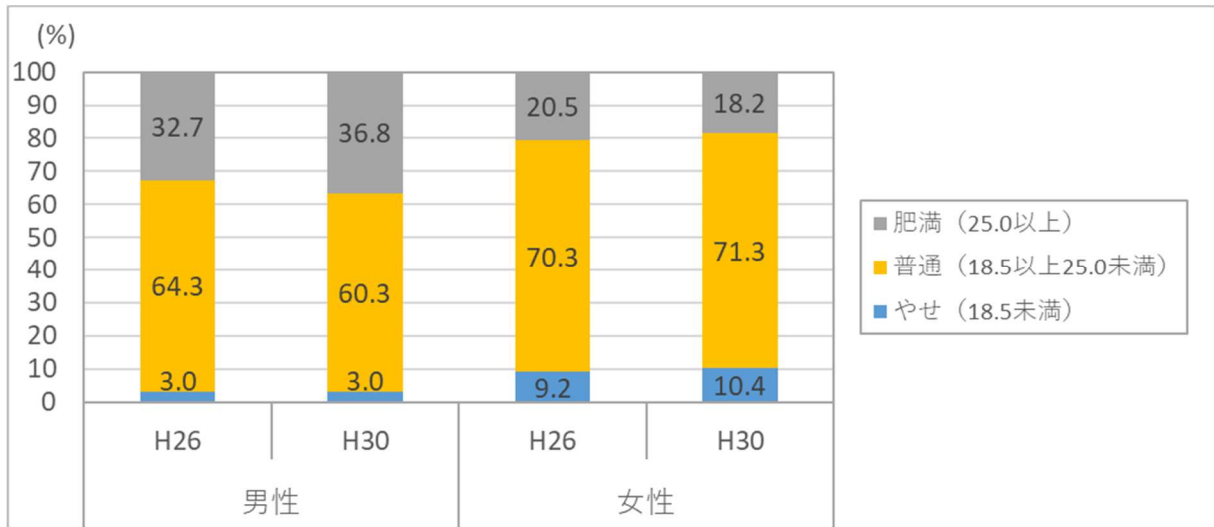
BMIは人の肥満度を表す体格指数
 $BMI = (\text{体重 kg}) / (\text{身長 m} \times \text{身長 m})$

【図表 11 BMIによる肥満と低体重（やせ）の状況（全国）】

（20～29歳）

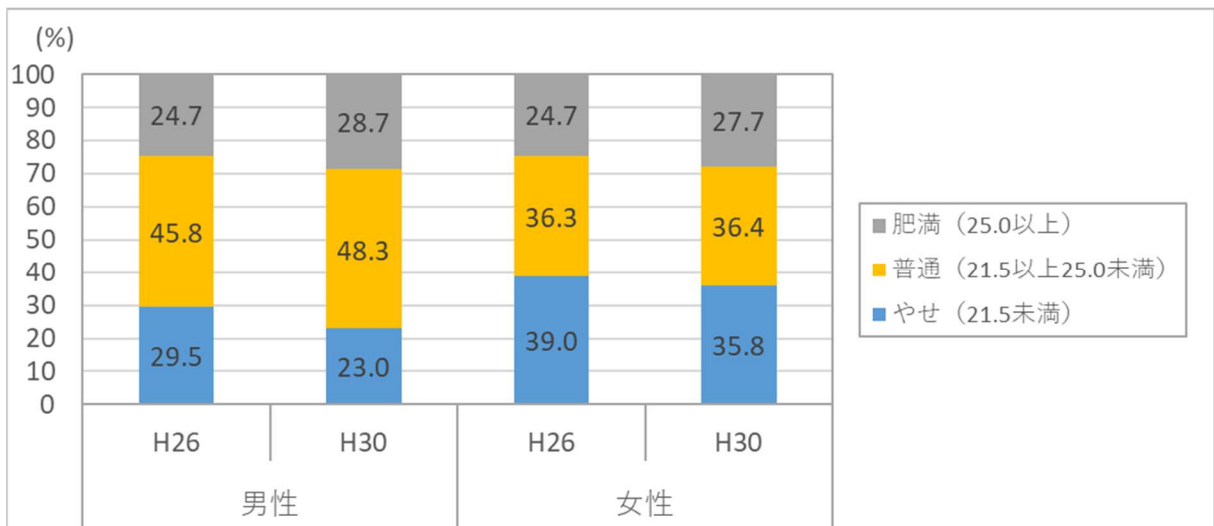


(40~59 歳)



(70 歳以上)

※70 歳以上の目標とする BMI の範囲は 21.5~24.9 で判定



【H26、H30 国民健康・栄養調査】

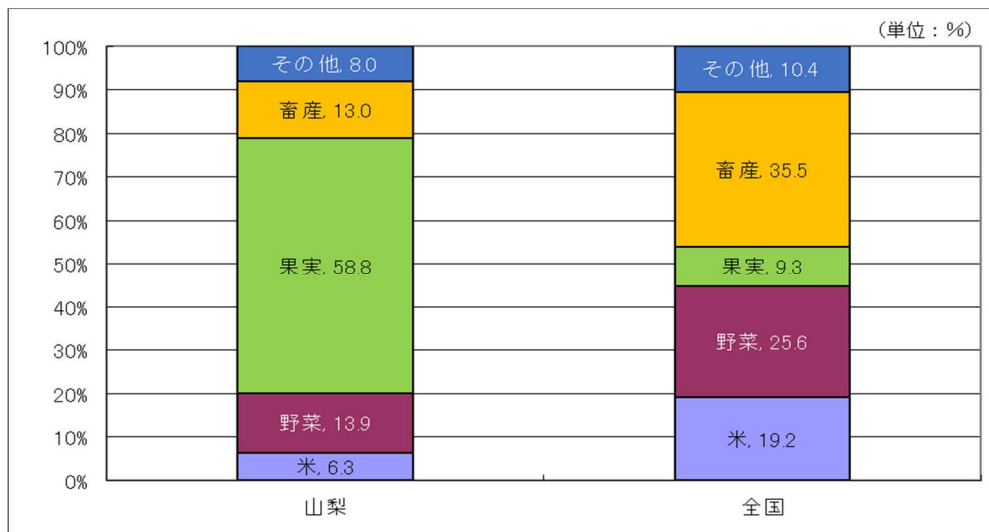
○目標とする BMI の範囲	18~49 歳	18.5~24.9
	50~64 歳	20.0~24.9
	65~74 歳	21.5~24.9
	75 歳以上	21.5~24.9

(参考値：日本人の食事摂取基準 2020 年版)

(4) 本県の農業の状況

本県の農業は、果実の占める割合が、半数を超えており、生産量日本一のぶどう、もも、すももをはじめ、おうとう、かき、りんご、うめ等多種多様な果実が生産され、「果樹王国山梨」として全国に名を広めています。野菜や米についても、地域の立地条件や特性を生かしながら特色ある産地が形成されています。(図表 12)

【図表 12 農業生産の状況(全国、山梨県)】

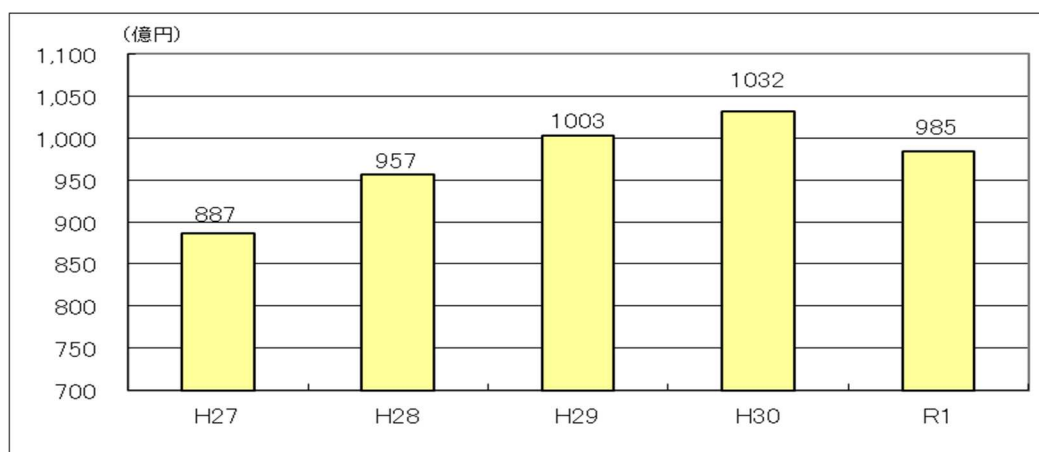


【H30年山梨県農業及び水産業生産額実績、H30年生産農業所得統計】

本県の農業生産額は、近年、主力品目である果実の価格の上昇等により、1,000 億円 前後を推移しています(図表 13)。

また、県産果実や食肉等、農畜水産物のブランド化が進んでおり、果樹では、県のオリジナル品種となるもも「夢みずき」やブドウ「ブラックキング」等、畜産では、甲州牛、甲州ワインビーフ、甲州麦芽ビーフ、甲州富士桜ポーク、甲州地どり、甲州頬落鶏(ほおとしどり)等、水産では、「甲斐サーモンレッド」や「ふじかわもろこ」、県で作出した「富士の介」等の県産ブランド化の取り組みが進められています。

【図表 13 農業生産額の推移(山梨県)】



【山梨県農業及び水産業生産額実績】

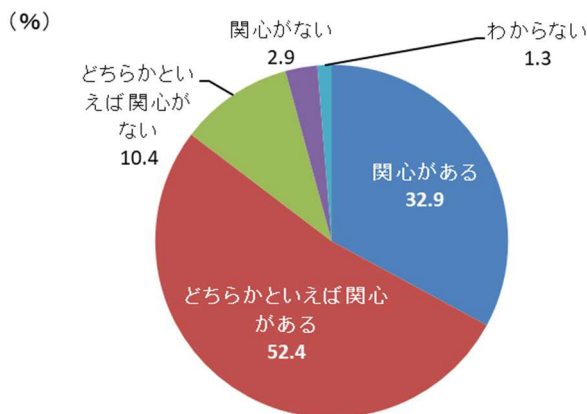
2 食に関する県民意識

※2019（R1）年度県政モニターアンケート結果(回答者数 307 人)

(1) 食育に関する意識

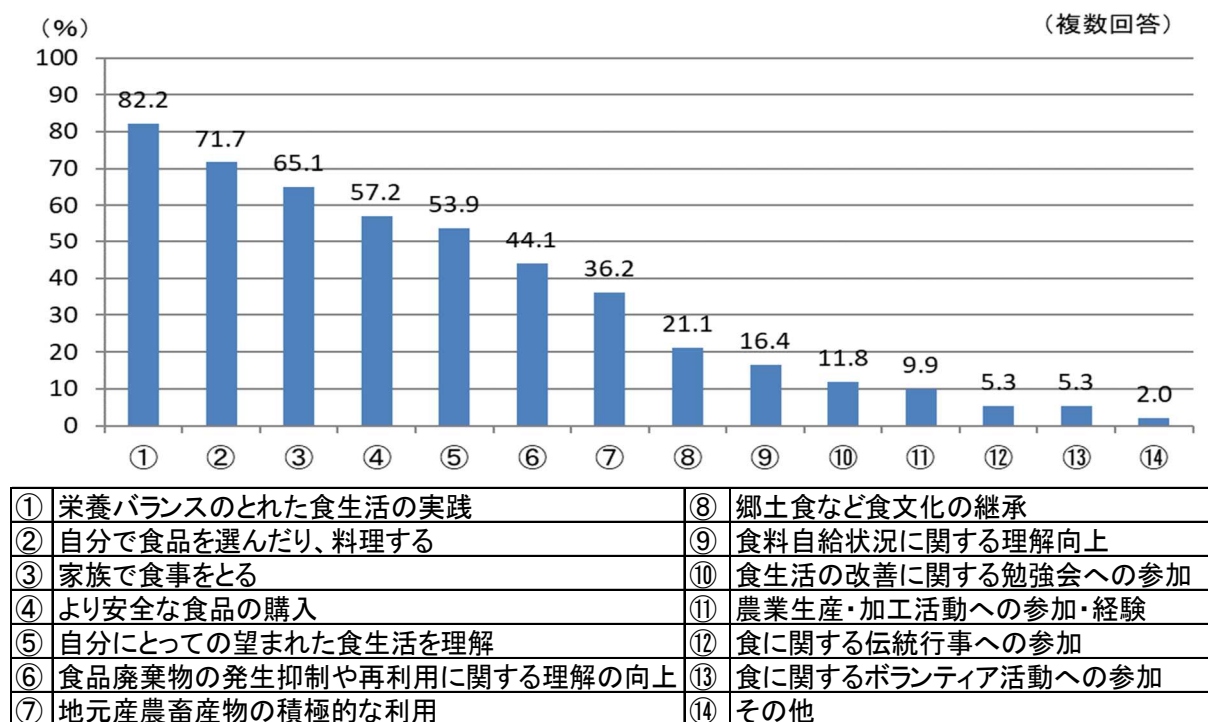
食育については、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」が 85.3%であり、関心は高い状況です。(図表 14)

【図表 14 食育への関心】



食育活動への取り組みは、「栄養バランスのとれた食生活の実践」や「自分で食品を選んだり、料理する」等、日常生活の中で取り組めること（①～⑦の項目）については、36%を超える人が取り組んでいます。「郷土食などの食文化の継承」「食料自給状況に関する理解の向上」等、日常生活にプラスして取り組む活動（⑧～⑬の項目）になると、取り組みが少なくなっています。(図表 15)

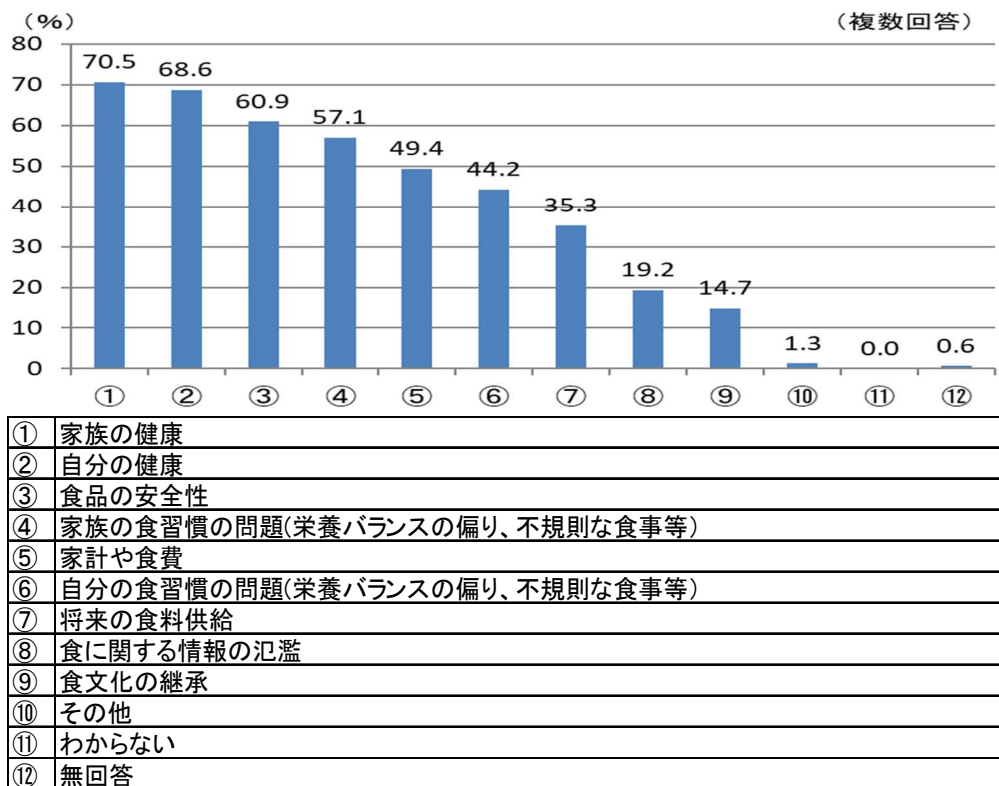
【図表 15 実践している食育活動の内容】



① 栄養バランスのとれた食生活の実践	⑧ 郷土食など食文化の継承
② 自分で食品を選んだり、料理する	⑨ 食料自給状況に関する理解向上
③ 家族で食事をとる	⑩ 食生活の改善に関する勉強会への参加
④ より安全な食品の購入	⑪ 農業生産・加工活動への参加・経験
⑤ 自分にとっての望まれた食生活を理解	⑫ 食に関する伝統行事への参加
⑥ 食品廃棄物の発生抑制や再利用に関する理解の向上	⑬ 食に関するボランティア活動への参加
⑦ 地元産農畜産物の積極的な利用	⑭ その他

日頃の食生活での悩みや不安の内容については、「家族や自分の健康」が約70%と多く、次いで「食品の安全性」、「家族の食習慣の問題」となっています。(図表 16)

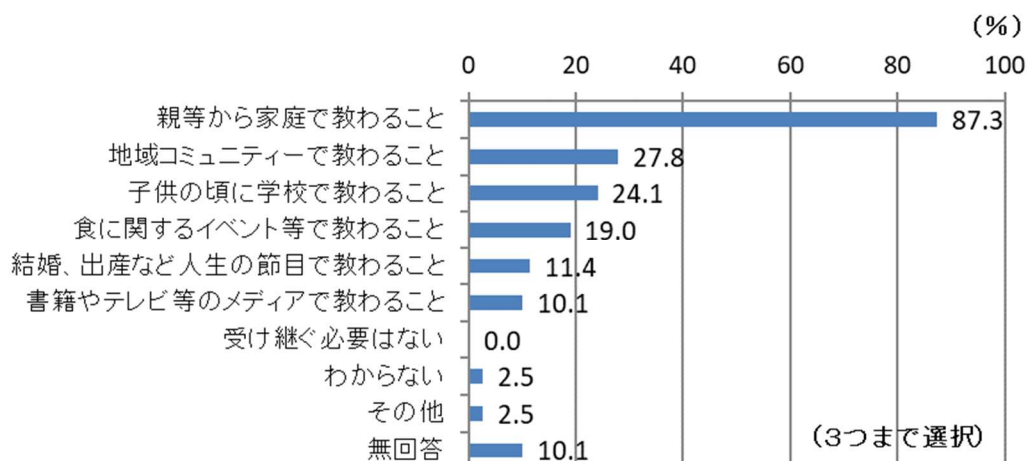
【図表 16 食生活における悩みや不安】



(2) 郷土食の伝承に関すること

郷土食等を伝えていくために必要なことは、「親等から家庭で教わること」が87.3%と最も多くなっていますが(図表 17)、図表 15(実践している食育活動の内容)をみると、「郷土食など食文化の継承」の活動は 21.1%と少ない状況です。家庭での伝承が重要と考えながらも、実際の活動には結びついていないため、今後、郷土食等を伝えていくためには、家庭だけではなく、地域や学校等も連携した取り組みが必要です。

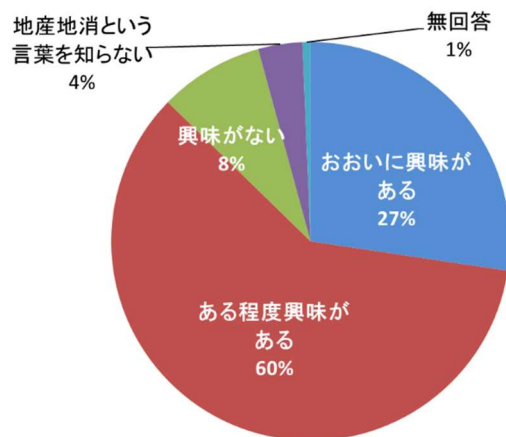
【図表 17 郷土食等を伝えていくために必要なこと】



(3) 農産物の地産地消

地産地消の取り組みについて、「おおいに興味がある」、「ある程度興味がある」と答えた人は、全体の87%で、関心は高い状況です。(図表 18)

【図表 18 地産地消への興味】

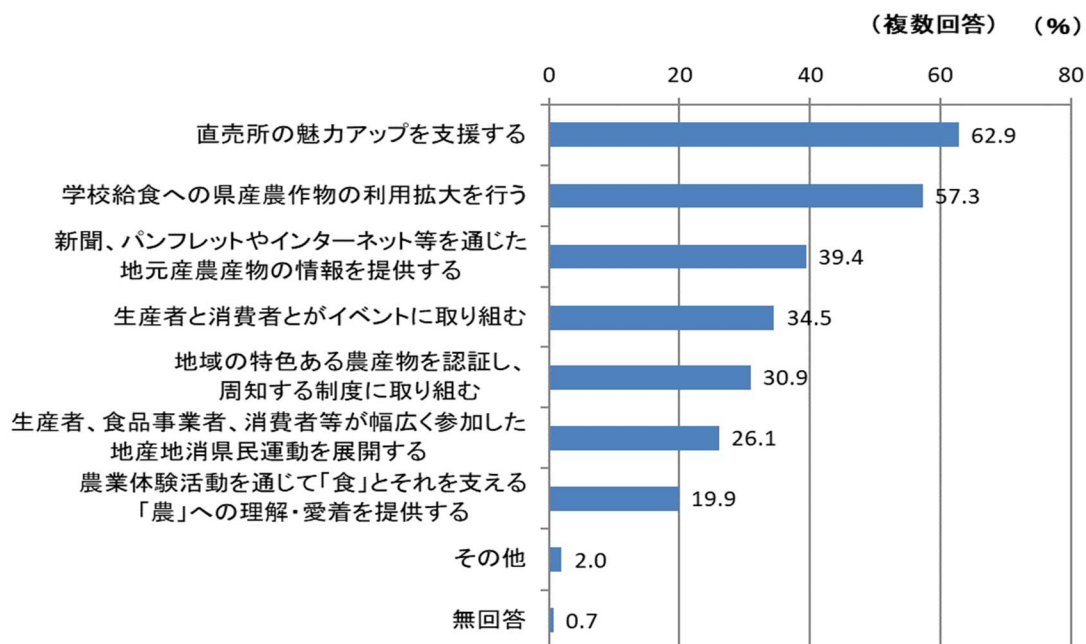


地産地消の有効な取り組みは、「直売所の魅力アップの支援」が 62.9%と最も高く、「学校給食への利用拡大」が 57.3%、「新聞、パンフレットやインターネット等を通じた情報提供」が 39.4%と続いています。

新型コロナウイルス感染症により、給食用食材や旅館・ホテル等での食材利用が大きく減少し、農産物の余剰や廃棄が報道で大きく取り上げられました。県内でも、地元農家を応援する取り組みや、「山梨県産」の地元消費拡大に向けた取り組みが行政や民間で行われています。

引き続き、地産地消に向けた取り組みを行って行く必要があります。(図表 19)

【図表 19 地産地消の有効な取り組み】



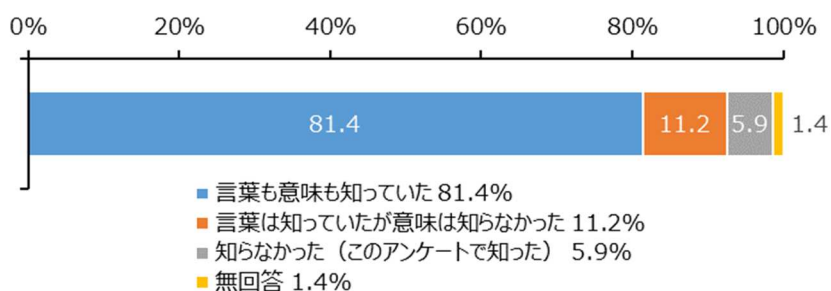
3 食品ロス削減に関する県民意識

※2020（R2）年度食品ロス削減に関する県民・事業者意識調査
（回答者数 県民 555 人、事業者 402 人）

（1）家庭における取り組み

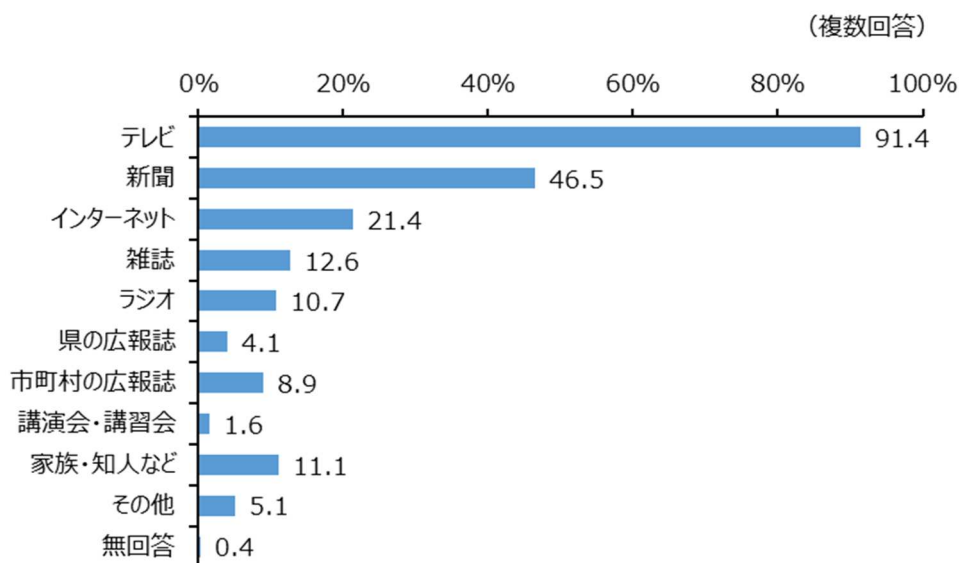
家庭における食品ロスの認知度は、「言葉も意味も知っていた」が81.4%で最も多く、次いで「言葉は知っていたが意味は知らなかった」が11.2%となり、認知度は高い状況です。（図表 20）

【図表 20 食品ロスの認知度】



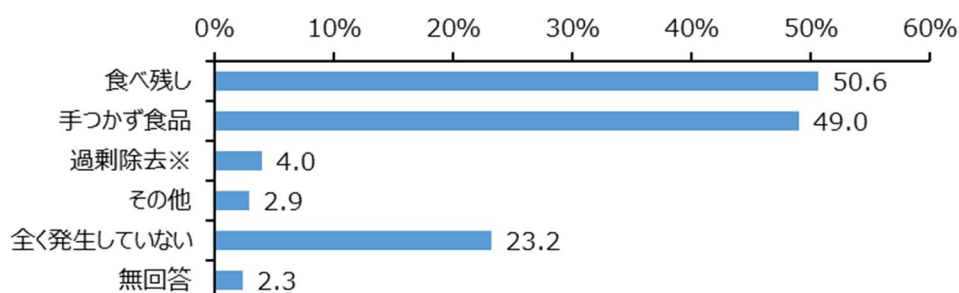
食品ロスに関する情報を得た方法については、「テレビ」が91.4%と最も多く、「新聞」が46.5%、「インターネット」が21.4%となっています。食品ロスに関する情報を広く周知するために、様々な媒体を通じて行っていく必要があります。（図表 21）

【図表 21 食品ロスの情報を得た手段】



家庭からの食品ロスの種類は、「食べ残し」が50.6%、「手つかず食品」が49.0%と、ともに約半数の家庭で発生しています。一方で、「全く発生していない」という回答も23.2%ありました。(図表22)

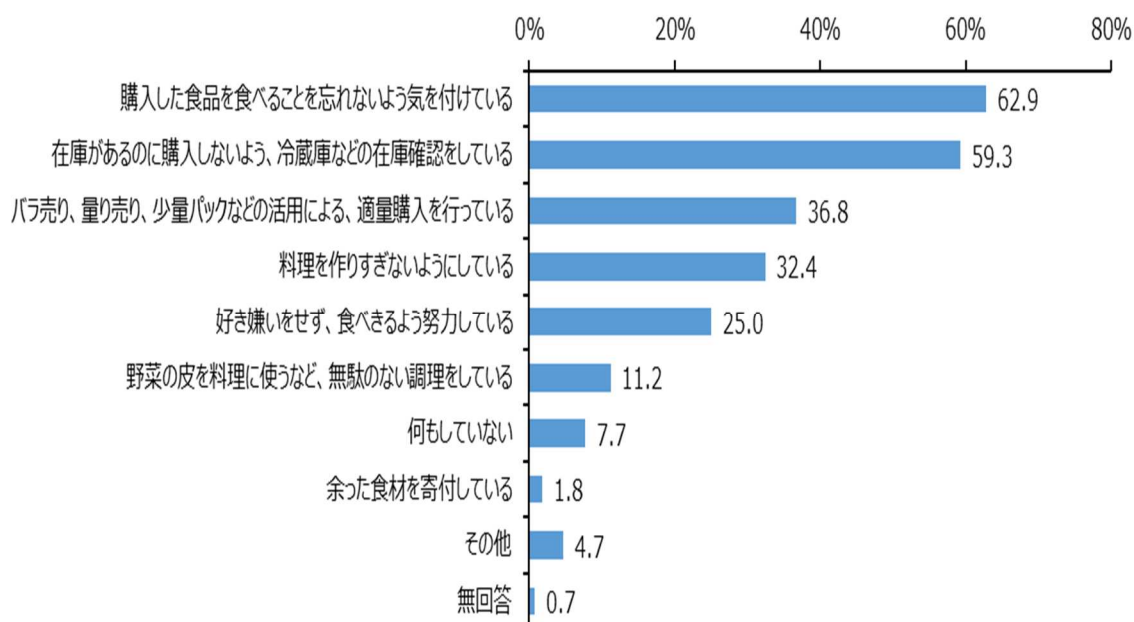
【図表22 家庭から発生する食品ロスの種類】 (複数回答)



家庭で食品ロスを減らすためにすでに行っていることについて、「購入した食品を食べることを忘れないよう気をつけている」が62.9%、「在庫があるのに購入しないよう、冷蔵庫などの在庫確認をしている」が59.3%となりました。

家庭からの食品ロスを減らすため、効果的な方法を周知し、多くの家庭で実践していく必要があります。(図表23)

【図表23 食品ロスを減らすための取り組み】 (複数回答)

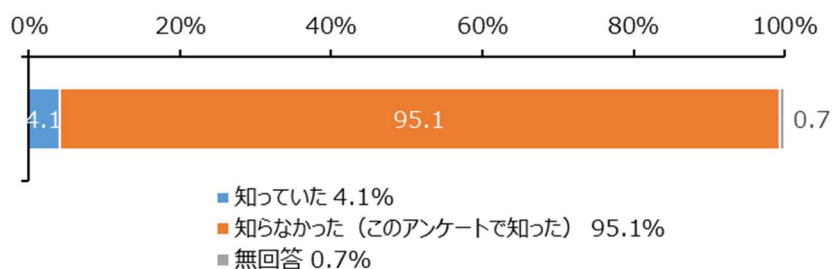


※過剰除去とは、野菜の皮を厚くむき過ぎたり、脂身の部分を調理せず捨ててしまうなど、食べられる部分を捨てることをいう。

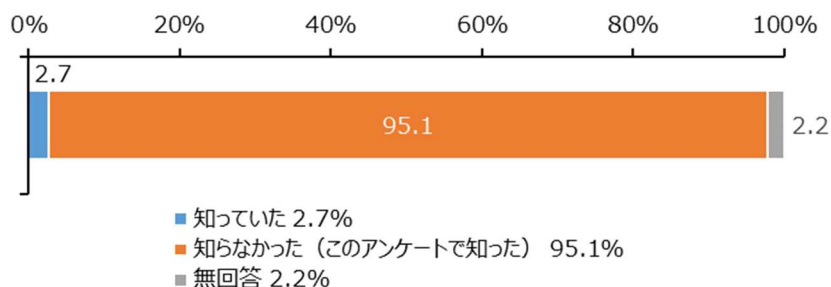
食品ロスに関する用語については、「10月が食品ロス削減月間、10月30日が食品ロス削減の日であることの認知度」は4.1%、「ろすのん」というロゴマークの認知度は2.7%が「知っていた」と回答しました。また、「30・10（さんまるいちまる）運動」の認知度は「言葉も意味も知っていた」が17.8%、「言葉は知っていたが意味は知らなかった」が5.6%でした。

食品ロス削減に関する用語や意味を正しく伝え、理解することは、食品ロスの削減に繋がることから、効果的な周知活動を行っていく必要があります。（図表24、25、26）

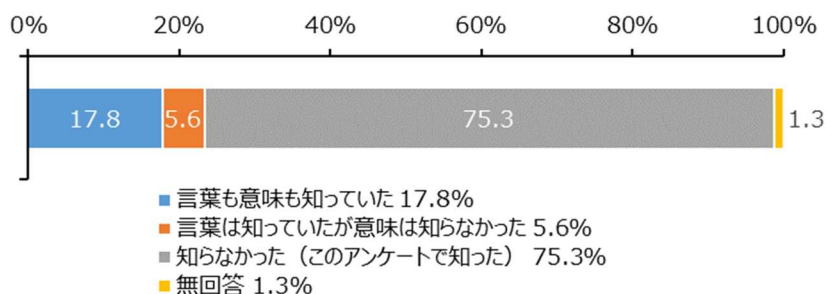
【図表24 10月が食品ロス削減月間、10月30日が食品ロス削減の日であることの認知度】



【図表25 「ろすのん※1」というロゴマークの認知度】



【図表26 「30・10（さんまるいちまる）運動※2」の認知度】



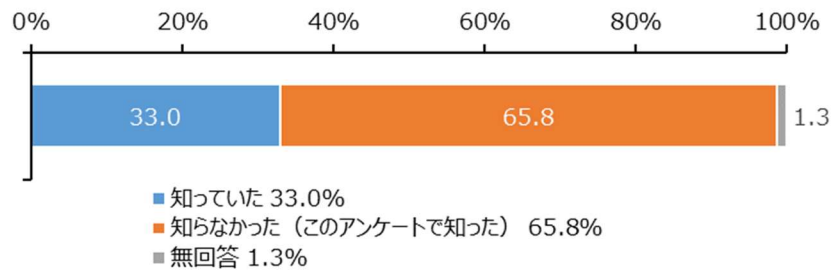
※1 ろすのんとは、食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して食品ロス削減国民運動を展開していますが、農林水産省が商標権を有する食品ロス削減国民運動のロゴマークをいう。

※2 30・10（さんまるいちまる）運動とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、最初の30分間と最後の10分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

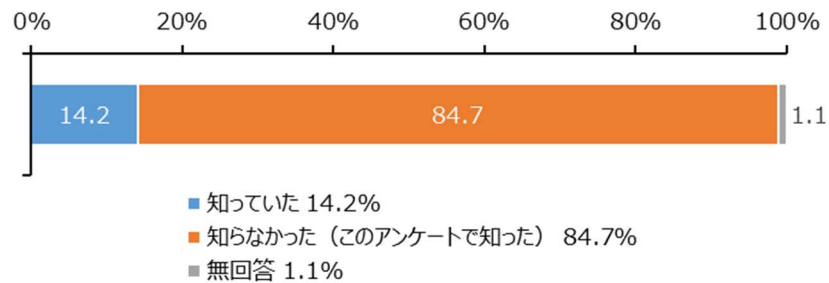
食品ロスの現状については、「日本で食品ロスが年間 600 万トン以上発生していること」が 33.0%、「国民一人あたり毎日茶碗 1 杯分の食べ物を捨てている計算になること」が 14.2%、「食品ロス量のうちおよそ半分が家庭から発生していること」が 21.1%、「家庭からの食品ロス量を半減させる目標があること」が 9.5%が「知っていた」と回答しました。

食品ロス削減の取り組みを推進するためには、現状を知ることが大切なため、広く周知活動を行っていく必要があります。(図表 27、28、29、30)

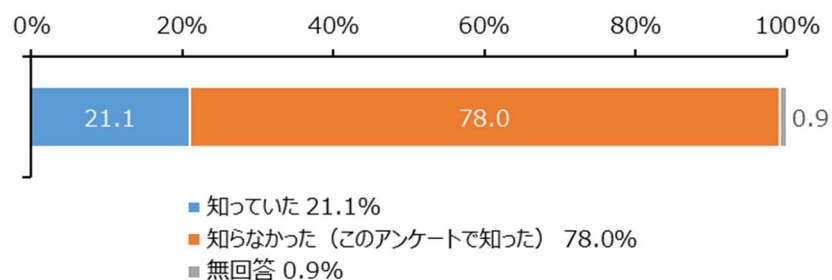
【図表 27 食品ロスの現状—年間約 600 万トン以上発生していること】



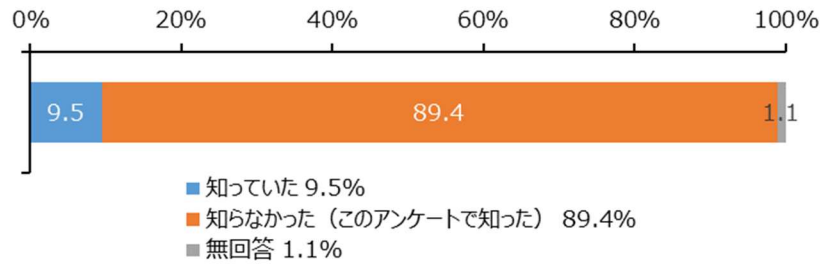
【図表 28 食品ロスの現状—国民一人あたり毎日茶碗 1 杯の食品を捨てている計算になること】



【図表 29 食品ロスの現状—食品ロス量のうち、およそ半分が家庭から発生していること】



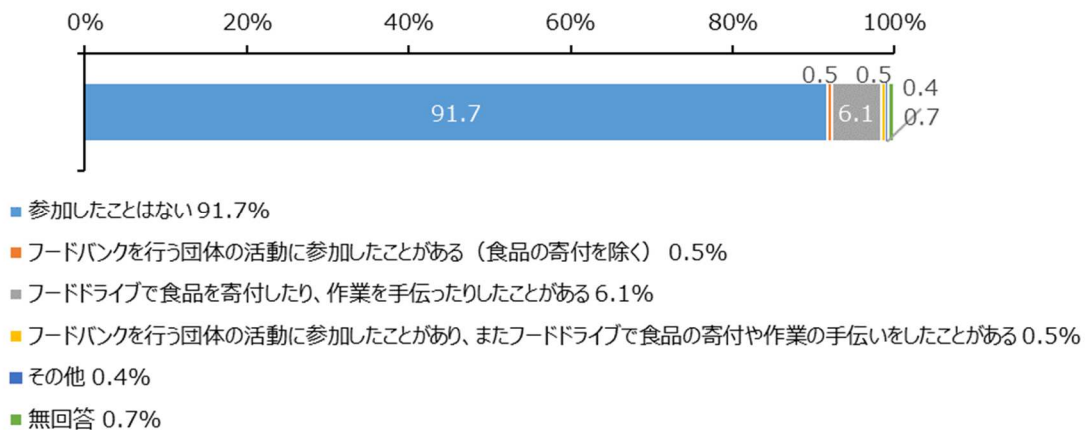
【図表30 食品ロスの現状－2030年までに
家庭からの食品ロスを半減させる目標があること】



フードバンク、フードドライブに関する活動に参加したことがあるかという問いに対しては、「参加したことがない」の回答が91.7%でした。

これらの活動は、食品ロス削減の有効な手段の一つであることから、多くの県民の参加が図られるような取り組みが必要です。（図表31）

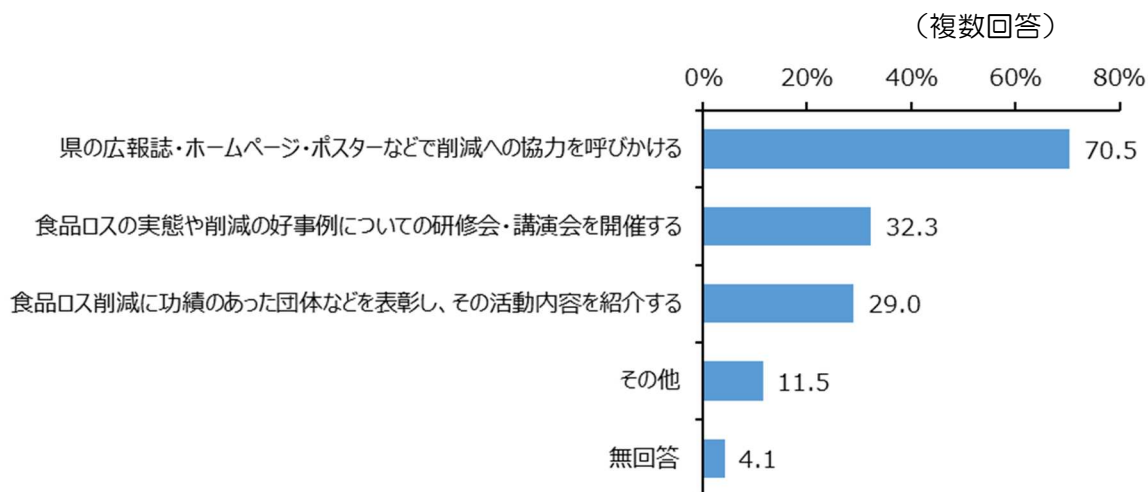
【図表31 フードバンク、フードドライブ活動への参加】



食品ロスの削減の啓発については、「県の広報誌・ホームページ・ポスター等で削減への協力を呼びかける」が70.5%、「食品ロスの実態や削減の好事例についての研修会・講演会を開催する」が32.3%、「食品ロス削減に功績のあった団体等を表彰し、その活動内容を紹介する」は29.0%が効果的と回答しました。

これらの取り組みを積極的に行い、県民に広く食品ロス削減について周知していく必要があります。(図表32)

【図表32 食品ロス削減の啓発についての効果的な方法】



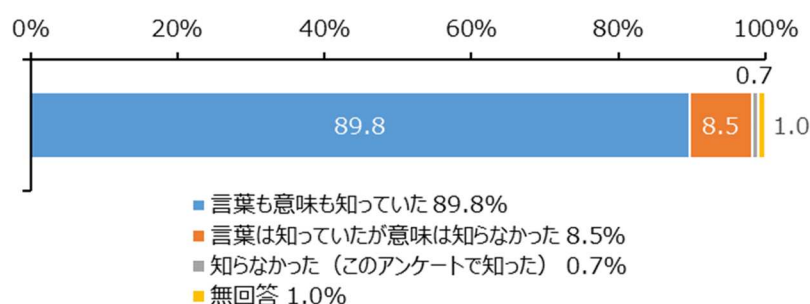
(2) 食品関連事業者における取り組み

食品関連事業者の食品ロスの認知度については 89.8%が「言葉も意味も知っていた」と回答しましたが、食品ロス量の把握については、「把握している」と回答した食品関連事業者は 69.7%と差がありました。

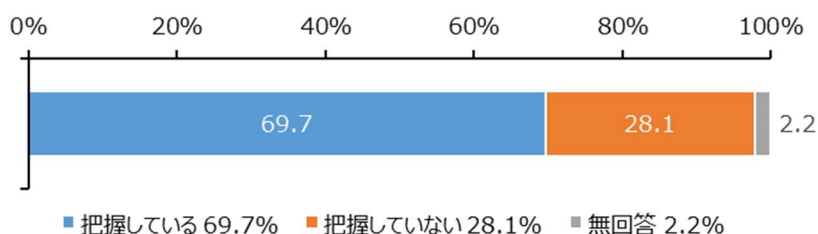
把握していない理由としては、「業務が多忙のため、算出する余裕がない」が 33.6%、「把握する必要性を感じていない」が 24.8%挙げられました。

食品ロスの認知度をさらに向上させ、食品ロス量を正しく把握することが、その削減につながることから、食品関連事業者に対し啓発等行っていく必要があります。(図表 33、34、35)

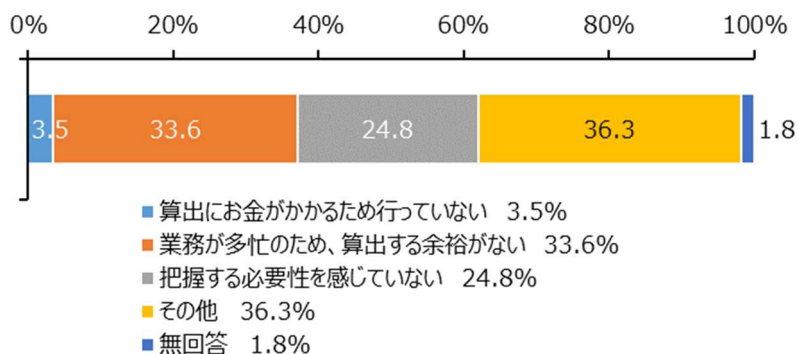
【図表 33 食品ロスの認知度】



【図表 34 食品ロス量の把握】

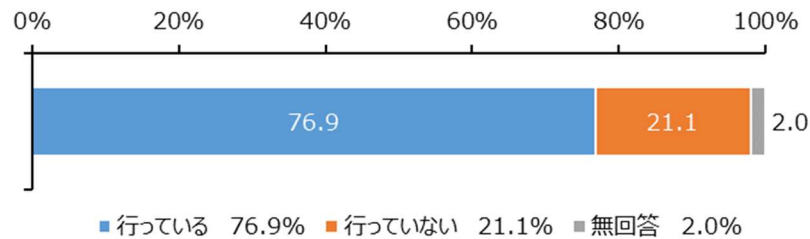


【図表 35 食品ロス量を把握していない理由】



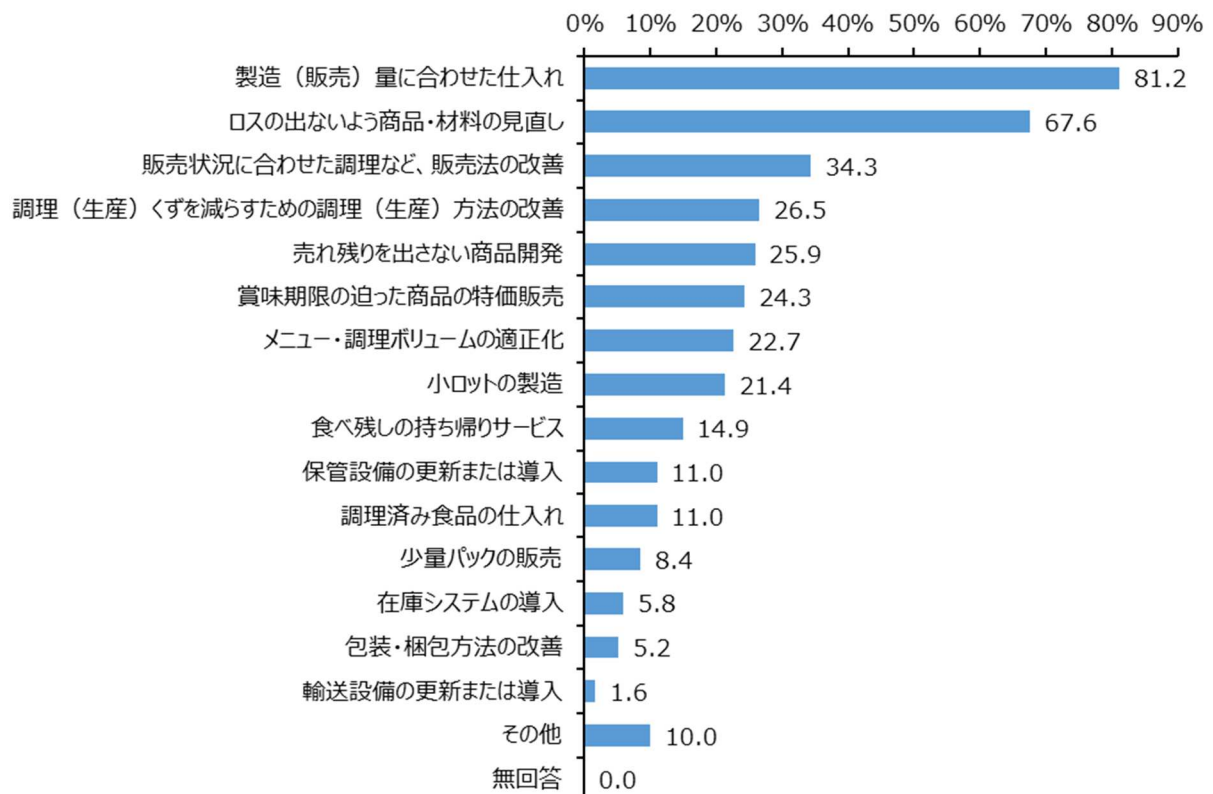
食品ロス削減に向けた取り組みについては、76.9%の食品関連事業者が「行っている」と回答しました。取り組みの内容は「製造（販売）量に合わせた仕入れ」が81.2%、「ロスの出ないように商品・材料の見直し」が67.6%でした。食品ロス削減を推進するためには、好事例を共有する等の取り組みを進めていく必要があります。（図表36、37）

【図表36 食品ロス削減に向けた取り組み】



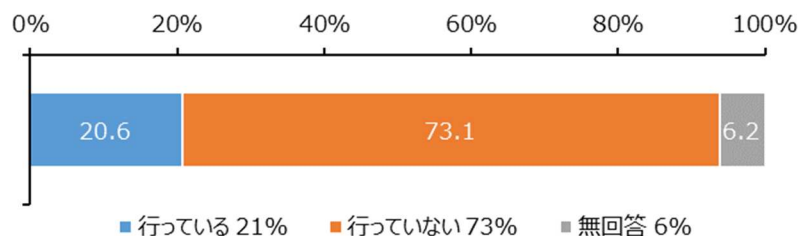
【図表37 食品ロス削減のための取り組みの内容】

（複数回答）



食品関連事業者による、消費者への食品ロス削減に関する啓発活動について、「行っていない」という回答は 73.1%でした。食品ロス削減の推進のためには、業界として一体的な啓発を行っていく等、食品関連事業者自らが啓発活動を行っていく必要があります。(図表 38)

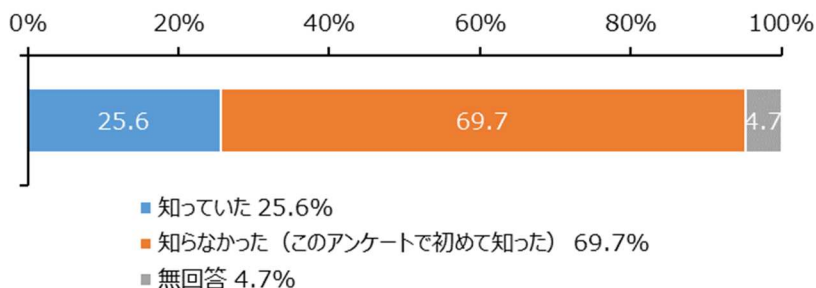
【図表 38 消費者に対する啓発活動の実施】



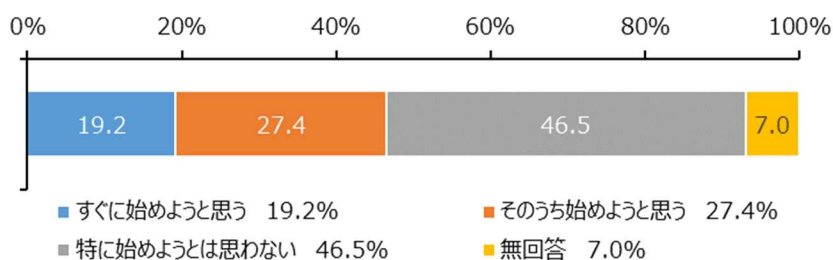
食品関連事業者の、食品ロス削減推進法施行に対する認知度は 25.6%でした。また、「施行されたことを受けて、食品ロス削減に係る新たな取り組みを始めようと思うか」という質問には、19.2%が「すぐに始めようと思う」、27.4%が「そのうち始めようと思う」と回答し、およそ半数の食品関連事業者が前向きな姿勢を示しています。

食品関連事業者が食品ロス削減の意識をより強く持ち、取り組みを進めるためには、食品ロス削減推進法の認知度を高め、内容について理解を深める必要があります。また、新たに削減に取り組む食品関連事業者が増加するよう啓発活動や好事例の共有等を進める必要があります。(図表 39、40)

【図表 39 食品ロス削減推進法の認知度】

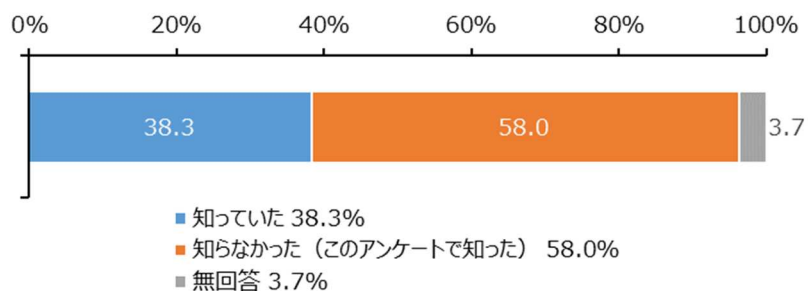


【図表 40 法律の施行に伴い、新たに取り組むを始めようと思うか】

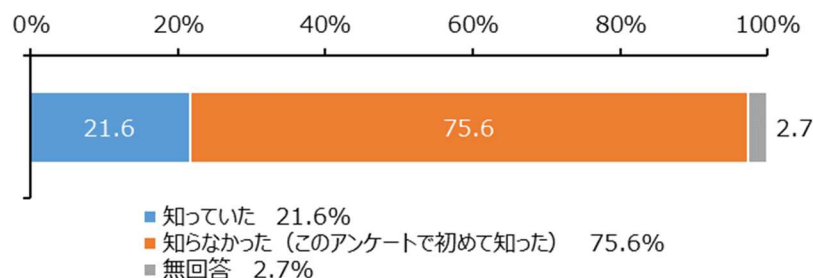


食品ロスの現状についての認知度は、「日本で食品ロスが年間 600 万トン以上発生していること」が 38.3%、「国民一人あたり毎日茶碗 1 杯分の食べ物を捨てている計算になること」が 21.6%、「事業系食品ロスを半減させる目標があること」が 15.7%でした。食品ロス削減の取り組みを推進するためには、現状を知ることが大切なため、広く周知活動を行っていく必要があります。(図表 41、42、43)

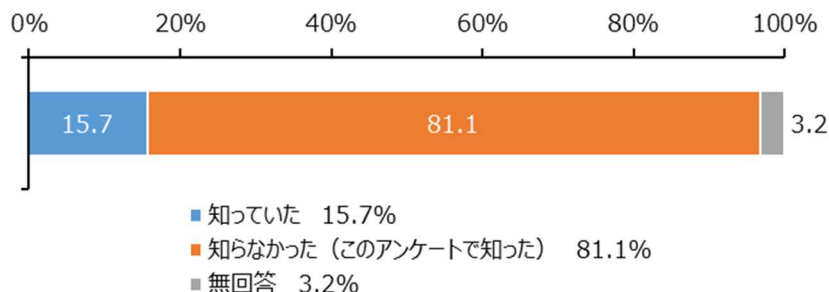
【図表 4 1 食品ロスの現状一年間約 600 万トン発生していること】



【図表 4 2 食品ロスの現状一国民一人あたり毎日茶碗 1 杯の食品を捨てている計算になること】



【図表 4 3 国の方針※に 2030 年までに事業系食品ロスを半減させる目標があること】

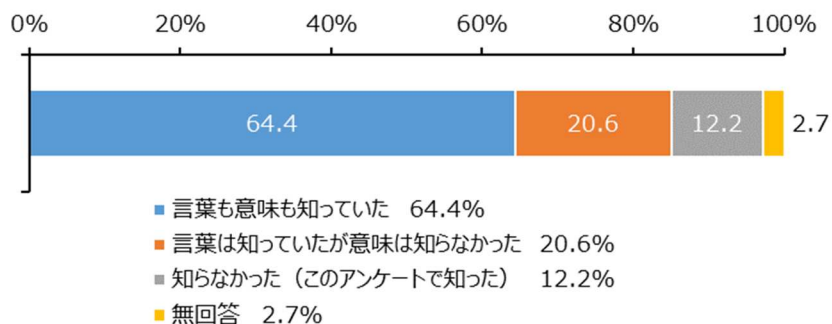


※国の方針とは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」をいう。

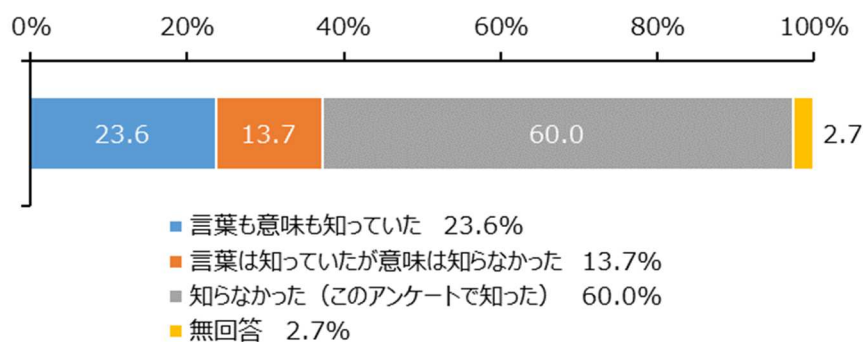
フードバンク活動の認知度は 64.4%が「言葉も意味も知っていた」と回答しましたが、フードドライブの認知度は 23.6%にとどまりました。

またフードバンク活動を行っている団体と連携した取り組みを行っている事業者は 7.7%にとどまり、食品ロス削減の有効な手段の一つであるフードバンク活動やフードドライブの意義を周知し、積極的に参加できる環境づくりを行う必要があります。(図表 44、45、46)

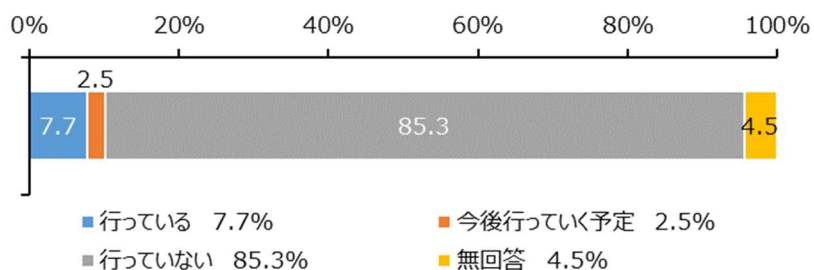
【図表 4 4 フードバンク活動の認知度】



【図表 4 5 フードドライブの認知度】



【図表 4 6 フードバンク活動を行っている団体と連携した取り組み】



4 「第3次やまなし食育推進計画」の達成状況

小中学校における農業体験の実施回数や運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合、食育応援団や食育推進ボランティアの登録人数等、一定の成果がみられました。しかし、中学校3年生や20～39歳の若者が朝食を食べる割合は低下し、また、毎日家族と夕食を食べる子どもの割合も低下する等、課題も明らかとなっています。

施策区分	NO	指標項目	策定時 (H26)		現状値 (R1)	目標値 (R2)	進捗状況
1 生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進	1	朝食を毎日食べる子ども (中学校3年生)の割合 (%)	男子	85.4%	83.2%	90%以上	△
			女子	84.7%			
	2	朝食を週5回以上食べる若者 (20歳～39歳)の割合 (%)	78.8%		75.5%	85%以上	△
	3	家族と毎日、夕食を食べる子ども (小学校6年生)の割合 (%)	男子	79.4%	77.6%	85%以上	△
			女子	83.7%			
	4	小中学校における農業体験の延べ実施回数 (回)	3,739回		4,763回	3,800回以上	◎
	5	県民 (20歳以上)の1日の塩分摂取量 (g)	10.5g		—	8.0g未満 (R4)	—
6	運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合 (40～59歳) (5%)	36.8%		48.8%	50%以上	○	
2 地産地消の推進や生産者と消費者の交流の推進、食文化の継承	7	学校給食における地場産物の使用割合 (食材ベース) (%)	25.7%		27.5%	30%以上	○
	8	山梨県食育推進協議会の構成団体が実施する「伝統的な料理や作法を継承し伝える活動」の参加人数 (人)	13,361人		12,068人	14,000人以上	△
3 食育県民運動の展開	9	食育推進応援団の登録件数 (事業所) (件)	249事業所		310事業所	275件以上	◎
	10	食育推進ボランティア (食生活改善推進員を除く。)の登録人数 (人)	1,284人		1,512人	1,400人以上	◎
	11	食育月間中に市町村食育推進計画に基づき市町村が実施する啓発活動数 (件)	109件		155件	120件以上	◎
4 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供	12	食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数 (件)	9,867件		10,823件	12,000件以上	△

進捗状況

◎：目標を達成している項目 ○：順調に進捗している項目

△：進捗が遅れている項目 —：評価できない項目

第3章 食育推進の基本的考え方

1 基本目標

すべての県民が豊かさと幸せを実感できる山梨を実現するため、山梨の豊かな「食」の魅力を活かしながら、県民一人ひとりの「食」の大切さへの意識を高め、健全な食生活の実践を促し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む。

2 基本方針

本計画では、基本方針を次のとおりとし、基本方針の項目ごとに施策を整理し、目標指標を設定することとします。

基本方針1 あらゆる場面での食育の推進

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育県民運動の展開

基本方針2 食による地域の魅力発信

- (1) 「山梨県産」の地元消費の拡大
- (2) 「やまなしの食」の継承
- (3) 魅力ある地域資源の活用

基本方針3 食品ロス削減の推進と体制づくり（山梨県食品ロス削減推進計画）

- (1) 家庭における食品ロス削減促進
- (2) 食品関連事業者等の食品ロス削減促進
- (3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援
- (4) 総合的に推進するための体制の整備
- (5) 食品ロス削減に向けた啓発活動の展開

基本方針4 食に関する情報の提供

- (1) 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

3 重点施策

第3次やまなし食育推進計画の検証結果を踏まえ、食を取り巻く環境の変化や本県の地域性を反映させるなかで、今後の食育の推進を図るため、本計画で重点的に取り組む施策を次のように定めます。

重点施策1 適正体重の維持や減塩等に気をつけた望ましい食習慣が実践できるよう取り組みを推進

第3次食育推進計画の目標としていた、「朝食を毎日食べる子どもの割合」や「朝食を週5日以上食べる若者の割合」が低下していること、「県民の1日の食塩摂取量」へ継続した取り組みが必要なこと、また、働く世代の男性の肥満や若い女性や高齢者のやせ（低体重）が増加していることを踏まえ、若者から高齢者までを対象とした望ましい食習慣の実践を推進します。

重点施策2 地域の特徴ある「やまなしの食」を体験、継承する取り組みを推進

県政モニターアンケートでは、郷土食の伝承は家庭の役割が重要との意見が多い一方、核家族化が進む等、家庭での継承は難しくなっています。これまでに認定した「やまなしの食」が、確実に次世代へ継承されるよう取り組みを推進します。

重点施策3 食品ロス削減への取り組みを広く促す啓発活動を展開

県民・事業者意識調査の結果、食品ロスの認知度は高く、取り組みも行われていますが、全国で、国民一人あたり毎日茶碗1杯分の食べ物を捨てているという現状を踏まえ、県民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた取り組みを進めていきます。

重点施策4 時代のニーズに対応した食育の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外食を控え、家で食事をする機会が増える等生活様式が変化し、また、講演会や研修会等の人と人が集まり学習する機会が失われています。周知や啓発の方法を工夫し、引き続き食育を推進していきます。

4 施策の展開

◎基本方針1：あらゆる場面での食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食や生活に関する基礎を伝え、習得する場でもあり、食育の原点です。日常生活の基盤である家庭において、確実に食育を推進できるよう取り組みを進めます。

家庭での食事の機会が増える中、保護者や子供の食に対する理解を促進し、子供や若者の朝食欠食の改善や規則正しい生活、主食・主菜・副菜が揃った食事の実践等、栄養バランスがとれた望ましい食習慣等が実践できるよう取り組みを推進します。

① 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

・健康相談等により、妊産婦や乳幼児に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。(子育て政策課)

・愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。(子育て政策課)

② 幼児の基本的な生活習慣の形成

・幼児教育番組の放映により家庭における基本的なしつけ等、食育を含む家庭教育支援情報を提供します。(生涯学習課)

③ 子どもの基本的な生活習慣の形成

・「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動推進協議会の活動への協力等、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。(生涯学習課)

④ 望ましい食習慣や知識の習得

・バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量を控えた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、日本人の長寿を支える「健康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。(健康増進課)

・料理教室の開催等により、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。(健康増進課)

⑤ 食に関する指導の充実

・食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 (健康増進課)

・給食献立表や給食便り等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図ります。 (保健体育課)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

学校、保育所等は、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。地域や家庭と連携しながら、食育指導の一層の充実に取り組み、子どもたちが生涯を通じて、健全な食生活が営めるよう、栄養教諭等を核とした食に関する指導や学校給食を「教材」とした食育を推進します。

① 食に関する指導の充実

・朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、栄養教諭、学校栄養職員が中心となり、各学校で、学校、家庭、地域の連携による食育を推進します。 (保健体育課)

・地域全体で食育への理解を深めるため、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成等の取り組みを進めます。 (保健体育課)

・高校生や親子等を対象とした体験学習を通して、食や農業に関する関心を高め理解を促進する機会を提供します。 (農業技術課)

・学校給食等の情報を私立小・中・高等学校へ提供することにより、食育について理解を促進します。 (私学・科学振興課)

・児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、食物アレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。 (保健体育課)

・消費者としての視点から食を主体的に選択する力(食の自己管理能力)を育む等、教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導を充実させます。 (保健体育課)

② 学校給食の充実

- ・地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。（保健体育課）
- ・栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対する感謝の心を育てます。（保健体育課）
- ・学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。（保健体育課）
- ・学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。（保健体育課）
- ・県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。（畜産課）

③ 人材の育成

- ・保育所（園）長や調理担当職員等に対し、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進し、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等についての理解を促進します。（子育て政策課）
- ・栄養教諭の計画的な配置拡大、教職員の研修等において、食育に関する講座を位置づけ、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。（保健体育課）

④ 大学と連携した食育推進

- ・県と大学との連携した食育推進として、食に関する講義への県職員の出講、学生による食育推進ボランティア活動に係る研修の実施、公開講座の開催や、県産食材を活用した料理、健康に配慮したメニューの開発等を行います。（健康増進課、県民安全協働課）

（3） 地域における食育の推進

様々な家庭の状況や生活の多様化に伴い、家庭や学校以外の地域における生活の場面も食育推進の大事な場です。健康寿命を延伸する上で、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養対策、若い女性のやせの減少に向けた適正体重の維持への理解促進、健康づくり、主食・主菜・副菜が揃った食事の実践のための普及啓発、健全な食生活の推進等の取り組みが必要です。

また、調理食品の利用増加により、食品関連事業者や職場（企業等）が県民の健康づくりや、健全な食生活の推進等に果たす役割は大きくなっています。様々な関係者が様々な機会をとらえ、地域における子どもから高齢者まで、県民一人ひとりの食生活の改善に向けて取り組みます。

① 栄養バランスがとれた食生活の実践

・高齢者のフレイル（虚弱）予防のため、主食・主菜・副菜が揃った食事等の望ましい食のあり方等を高齢者や介護者等に情報提供し、高齢者の食環境の改善を支援します。

（健康増進課）

・高齢者のフレイル（虚弱）予防のため、市町村が介護予防事業において栄養面の視点を含めた取り組みが実施できるよう助言し、高齢者の食環境の改善を支援します。

（健康長寿推進課）

・バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量を控えた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、日本人の長寿を支える「健康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。 ※再掲

（健康増進課）

・食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 ※再掲

（健康増進課）

② 健康寿命の延伸につながる食育推進

・生活習慣病等の予防に向けた食生活の改善に関する情報提供や、生涯を通じた健康づくりの推進体制の整備を図ります。

（健康増進課）

・市町村、栄養士会、企業、食生活改善推進員等と協働した栄養、食生活の改善の取り組みを通して、メタボリックシンドローム予防を推進します。

（健康増進課）

③ 歯科保健活動における食育推進

・「歯と口腔の健康週間」、「山梨県民歯科保健のつどい」等における啓発活動、8020運動（生涯を通じた口腔の健康づくり）により、食生活を支える口腔機能の維持・向上の推進を図ります。

（健康増進課）

④ 食育推進のための人材の育成・活用

・栄養士、調理師、食生活改善推進員等への研修会等を開催し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図るとともに、特定給食施設等への監視、指導、助言を通じて、食育の推進を図ります。

（健康増進課）

⑤ 企業による食育推進

・食育推進に取り組む食品関連事業者やNPO法人等を、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介等の情報を提供します。

（県民安全協働課）

(4) 食育県民運動の展開

食育の取り組みは、県民一人ひとりが意識し、生涯に渡って継続して取り組むことが大切です。食育を県民運動として展開していくためには、特に、食育に関心の薄い人や若い世代への働きかけを行い、一人ひとりが食育を実践するよう、周囲が支援するような環境づくりが大切です。

今後も、行政、関係者、ボランティア、企業等が、それぞれ推進に向けた体制を整え、相互に連携・協力しながら力を合わせて県民運動として活動を展開していきます。

① 食育に関する県民理解の増進

・「食育月間」に合わせ、啓発活動や食育情報の提供を行い、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。
(県民安全協働課)

・「食育月間」、「食育の日」等に合わせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「健やか山梨21推進大会」、「山梨県民歯科保健のつどい」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。
(健康増進課)

② ボランティア活動等民間の取り組みへの支援

・「食育推進ボランティア」を登録し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。
(県民安全協働課)

・NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食育活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。
(県民安全協働課)

③ 市町村食育推進計画との連携

・「食育月間」中に、県内各地で一斉に啓発活動を実施する等、市町村食育推進計画との連携を図りながら効果的な施策の推進を図ります。
(県民安全協働課)

④ 食育県民運動に資する情報の提供

・栄養士会による栄養相談事業、市町村広報誌への情報提供の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等による食育に関する情報提供の取り組みを推進します。
(健康増進課)

⑤ 食育や食品ロス削減に係る優良活動に対する表彰

・食の安全や食育の推進、食品ロス削減に取り組む団体や個人を表彰し、優良活動の周知により県民意識の高揚を図ります。
(県民安全協働課)

指標1

朝食を「食べない」「食べない日が多い」児童生徒の割合

現状値 (R4) (中2男子) 4.3% →目標値 (R10) (中2男子) 3.7%
(中2女子) 5.0% (中2女子) 4.5%

指標2

朝食抜くことが週3回以上ある若者(20~39歳)の割合

現状値 (R1) 24.5% →目標値 (R7) 15%以下

指標3

栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数

現状値 (R1) 月7.5回 →目標値 (R7) 月12回以上

指標4

学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)

現状値 (R1) 35.5% →目標値 (R7) 72.0%以上

指標5

県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量

現状値 (R4) 10.6g →目標値 (R17) 8.0g未満

指標6

運動や食生活の改善に取り組んでいる人の割合(40~59歳)

現状値 (R1) 48.8% →目標値 (R7) 60%以上

指標7

食育推進応援団の登録件数(事業所)

現状値 (R1) 310件 →目標値 (R7) 335件以上

◎基本方針2：食による地域の魅力発信

(1) 「山梨県産」の地元消費の拡大

本県は農業が盛んに行われ、消費地と生産地が近く、農業が身近にあります。地元で生産された新鮮で安全な「山梨県産」農畜水産物を地元で消費する「地産地消」を進めることは、食が生産される農業への理解を深めるとともに、食に関する県民の理解と関心を高めることに繋がります。

イベント等での地産地消のPR活動の展開、農産物直売所の利用促進、環境に配慮した農業の推進等に取り組みます。

① 地産地消の推進

・様々なイベントやテレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、県政出張講座等を通じて、地産地消のPR活動を展開します。（農政総務課、果樹・6次産業振興課、林業振興課）

・農産物直売所の利用を促進し、売上向上を図るため、消費者へ情報提供するとともに、直売所に対しても必要な情報を提供します。（販売・輸出支援課）

② 環境に配慮した農業の推進

・環境にやさしい農業の実践に向け、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。（農業技術課）

・環境に配慮して化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした農産物のうち、一定の基準を満たして栽培された県産農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」を推進します。（果樹・6次産業振興課）

(2) 「やまなしの食」の継承

地域に根付き先人たちより受け継がれてきた食文化のうち、次世代への継承に取り組んでいくものを「やまなしの食」として、令和元年度までに176品目認定しました。

核家族化が進み、家庭での継承が難しくなる中、学校や地域、ボランティア、事業者等が連携し、「やまなしの食」が確実に受け継がれるよう取り組みを進め、食による地域の活性化に役立てていきます。

① 「やまなしの食」の継承

- ・「やまなしの食」や特産品を活用した新たな料理について、由来やレシピ等を後世へ継承するため、データベース化に取り組みます。（県民安全協働課）

② ボランティア活動や民間事業者等における取り組み

- ・「やまなしの食」や特産品を活用した新たな料理の普及・定着を図り、豊かな食文化を継承します。（県民安全協働課）

③ 調理師会等との連携による食文化の継承

- ・調理師会や栄養士会、食生活改善推進委員会との連携により、食に関するイベント、料理教室等を通じて、郷土料理を紹介、活用し、食文化の継承を推進します。（健康増進課）

(3) 魅力ある地域資源の活用

本県で生産される米や果実、野菜等の多様な農産物や畜・水産物は、「やまなしブランド」として育まれてきました。また、山梨県は日本のワイン発祥の地とも言われ、令和元年に「ワイン県」宣言を行っています。

本県の盛んな農業・農村は貴重な観光資源でもあります。学校や保育所等における農業体験や、消費者と生産者との交流イベント、農泊の取り組みを支援するとともに、ワインや県産食材を活用した食による地域の魅力を発信し、観光振興につなげていきます。

① 「やまなしブランド」の強化

- ・県産農畜水産物のブランド強化のため、卸売業者や小売業者等へのプロモーション活動を実施します。（販売・輸出支援課）

- ・県産特産林産物の食のブランド確立に向け、販売促進等の取り組みを実施します。（林業振興課）

② 「やまなしブランド」や県産食材を活用した食の発信

- ・物産展の開催等による販路拡大や観光キャンペーン、県HPによる情報発信を推進します。（観光振興課）

- ・県産食材を活用した食のブランドの確立に向け、飲食関係者による新たなネットワーク組織を形成し、取り組みへの支援を行います。（観光振興課）

・ワインや日本酒をはじめ、生産者が取り組むプロモーション・キャンペーン等の様々な活動を支援し、山梨県産食品の高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、本県の風土が育んだ食文化として発信します。
(産業振興課)

③ 「ワイン県宣言」を活用した観光促進

・「ワイン県」宣言を契機に、県産食材の魅力のPRやワイナリーやワインに関連する情報を発信します。
(観光振興課)

④ 生産者と消費者との交流の促進

・市民農園、体験農園等の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。
(農村振興課)

・古民家や伝統食等の地域資源と農作業体験等を通じて、農業者と都市住民が交流できる農泊を推進します。
(農村振興課)

⑤ 農林業者等による食育の推進

・農林業者等が、学校、保育所等と連携し行う農林業に関する知識の提供や多様な体験の機会の提供等の活動を推進します。
(県民安全協働課)

指標7

食の伝承マイスター認証件数

現状値 (R1) 7 件 → 目標値 (R7) 20 件以上

※食の伝承マイスターとは、「やまなしの食」の優れた技術や知識の継承に取り組んでいるとして県が認証した団体、個人をいう

◎基本方針3：食品ロス削減の推進と体制づくり

(1) 家庭における食品ロス削減促進

食品ロスのおよそ半分は家庭から発生しています。県民がそのような現状やその影響、削減の必要性について理解を深め、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいく必要があります。消費者に求められる役割や行動を研修会や啓発活動等により周知し、県民一人ひとりの効果的な取り組みを促進します。

① 食品ロスに関する消費者理解の促進

- ・食品ロスの状況や削減の必要性等についての理解を促進し、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で食品ロスを削減するために自らができることを行動に移すよう促します。

(県民安全協働課)

② 消費者による取り組みの支援

- ・「ローリング・ストック法^{※1}」や「消費期限と賞味期限のちがい」、「外食時の食べきり」等、食品ロス削減の具体的な方法等を情報提供し、取り組みを促します。

(県民安全協働課)

③ 食品ロスの削減を担う人材の育成・教育

- ・学校の教科書や授業を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促進します。

(義務教育課、高校改革・特別支援教育課、高校教育課)

- ・環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣します。

(環境・エネルギー課)

④ エシカル消費^{※2}の普及啓発

- ・「エシカル消費（倫理的消費）」の普及啓発活動を実施し、一人ひとりの消費行動が社会に与える影響を考える、消費者意識の醸成を図ります。

(県民安全協働課)

⑤ 食品ロス発生量推計

- ・食品廃棄物の発生量及びその可食部率の補足並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施します。

(環境整備課)

※1 ローリング・ストック法とは、食品を少し多めに買い置きし、食べたならその分を買い足すことにより食品を備蓄する方法をいう。

※2 エシカル消費とは、エシカル（ethical）を直訳すると、「倫理的」「道徳的」という意味。消費者が自分そして他の人や社会、地球環境、自然にとって良いものを選択しようとする消費活動をいう。

(2) 食品関連事業者等の食品ロス削減促進

食品ロスのおよそ半分は事業者から排出されています。サプライチェーン※全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対し、自らの取り組みを情報提供し、消費者と共に食品ロスを削減していく必要があります。

食品関連事業者等による、食品ロス削減のための取り組み事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取り組みを推進します。

① 食品ロス削減に関する食品関連事業者等の理解の促進

・食品関連事業者に対し、サプライチェーン全体で食品ロスの現状や削減の必要性について理解を深め、日々の事業活動から排出される食品ロス削減に努めるよう促します。

(県民安全協働課)

② 食品関連事業者等が行う、食品ロス削減に資する取り組みの支援

・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の取り組みを促進します。

(果樹・6次産業振興課)

・食品ロス削減のための「商習慣見直しの推進」や「外出時の食べ切りや持ち帰り」等、事業者の積極的な取り組みを推進すると共に、それらの取り組みに対する消費者理解の促進を図ります。

(県民安全協働課)

③ 食品関連事業者等による取り組みの見える化と消費者啓発の促進等

・食品関連事業者や外食事業者が取り組む食品ロス削減活動や消費者への啓発活動を他の事業者と共有し、活動の横展開を推進します。また、事業者が一体的な消費者啓発に取り組むよう呼びかけます。

(県民安全協働課)

・食品ロス削減に取り組む食品関連事業者を「食品ロス削減推進応援団」として登録し、県HP等で食品ロス削減に関する活動の内容、事業所等の紹介等の情報を提供します。

(県民安全協働課)

※1 サプライチェーンとは、原材料の「調達」から、商品の「製造」、「在庫管理」、「物流・流通」、「販売」といった、商品や製品が消費者に届くまでの一連の生産・流通プロセスをいう。

(3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援

フードドライブやフードバンク活動は食品ロスの削減に直結するものであり、生活困窮者への支援等の観点からも意義のある取り組みです。未利用食品等が食品ロスにならないために、県民や食品関連事業者等に対してフードドライブやフードバンク活動への理解を促進するとともに、その活動の支援を行います。

① フードバンク活動・フードドライブ活動の周知

・未利用食品等の有効活用のため、消費者や事業者に対しフードバンク活動やフードドライブ活動の周知・啓発を行います。(県民安全協働課)

② フードバンク活動の支援等

・学校関係者や食品関連事業者等とフードバンク活動団体が連携するための取り組みを推進します。(生涯学習課、県民安全協働課)

・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、「フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引き」を周知します。(県民安全協働課)

・未利用食品が発生した場合に、子ども食堂を運営する団体、個人が食品を迅速に有効活用できるための支援を行います。(子ども福祉課)

③ 緊急事態に備えた準備

・感染症等の急な需要減による未利用食品発生に備え、日頃からフードバンク活動や子ども食堂等の活動を理解し、食品ロスにしないための取り組みができるよう啓発活動を行います。(県民安全協働課)

(4) 総合的に推進するための体制の整備

食品ロスの削減には、県、市町村、関係団体、民間事業者等が情報を共有し、各取り組みの連携を深めることが大切です。食品関連事業者や関係団体等の意見を十分に反映し、フードバンク活動団体を含め、関係機関が連携した取り組みを行うための体制づくりを行います。また、地域に密着した食品ロス削減を推進するため、市町村食品ロス削減推進計画の策定を促進します。

① 関係機関との連携と推進体制の整備

- ・県、市町村、関係団体、食品事業者等が連携し、食品ロス削減を推進するための体制を整備します。 (県民安全協働課)

② 市町村食品ロス削減推進計画の策定支援

- ・市町村食品ロス削減推進計画の策定支援を行い、市町村との連携を図りながら効果的な施策の推進を図ります。 (県民安全協働課)

(5) 食品ロス削減に向けた啓発活動の展開

食品ロスの言葉や意味については、県内の事業者や県民に広く知られ、削減のための取り組みが行われていますが、全国的には、毎日国民1人あたり茶碗一杯の食品が捨てられています。今後も、事業者や県民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくよう、優良活動に対する表彰や啓発活動等を展開していきます。

① 食品ロスに関する県民理解の増進

- ・「食品ロス削減月間」「食品ロス削減の日」にあわせ、啓発活動や情報発信を行うことで、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する意識を醸成し、取り組みを促進します。 (県民安全協働課)

② ボランティア活動等民間の取り組みへの支援

- ・NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食品ロス削減に関する活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。 (県民安全協働課)

③ 食育や食品ロス削減に係る優良活動に対する表彰

- ・食の安全や食育の推進、食品ロス削減に取り組む団体や個人を表彰し、優良活動の周知により県民意識の高揚を図ります。 ※再掲 (県民安全協働課)

指標8

食品ロス削減推進応援団の登録件数 (事業所)

(新設) 目標値 (R7) 250 件以上

◎基本方針4：食に関する情報の提供

(1) 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

食に関する情報が氾濫する中で、健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食品を選択していくことが必要です。このため、国等からの情報を迅速に収集し、市町村と連携する中で、県民にわかりやすく情報提供していきます。

① 基礎的な調査等の実施及び情報の提供

・県政モニターや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」等を食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。

(県民安全協働課)

② リスクコミュニケーションの充実

・食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見の収集や関係団体の取り組みを促進します。

(県民安全協働課)

③ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供等

・県HPや消費生活情報誌「かいじ号」、各種パンフレット等により、食育活動事例や食品の安全性、栄養、食生活の改善について情報を提供します。

(県民安全協働課)

・食についての総合窓口「食品安全110番」を通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。

(県民安全協働課)

・県HP「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により、食品の安全性や栄養等食育に関する様々な内容を一元的に盛り込んだ情報を提供します。

(県民安全協働課)

・食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、県HPや広報等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。

(衛生薬務課)

・県「食品ロス削減に関するHP」を設置し、食品ロスの現状やそれぞれの役割、削減のための具体的な方法等、食品ロスに関する内容を一元的に盛り込んだ情報を提供します。

(県民安全協働課)

指標9

食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数

現状値 (R1) 6,494 件 →目標値 (R7) 延べ 33,400 件以上
(R3~R7)

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 県における推進体制

この計画の施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」を設置し、庁内推進体制を整え、関係部局の連携・協力のもと、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を推進主体として、国、県、市町村、教育関係者、生産者、事業者等が協働して、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民運動として取り組みの実践を進めます。

2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが、食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、社会のあらゆる場において、食に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活の実現に努めます。

また、食に対する感謝の心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことに努めるとともに、食育活動に主体的に参加し実践します。

(2) 教育関係者等

学校、保育所等教育関係者等には、家庭や地域等との連携を図りながら、あらゆる機会や場所を利用して、望ましい食習慣の形成等に向けた子どもへの食育に積極的に取り組むとともに、食に関する指導を行う職員の資質向上や食育指導体制の整備に努めます。

(3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産、食品の製造・加工・流通・販売又は食の提供を行う者は、学校・地域等との連携を図りながら、食育に関する様々な体験機会や情報の提供、地産地消等の取り組みを通じて、積極的に食育活動を進めます。

(4) NPO等の民間団体

地域住民への望ましい食習慣の啓発や体験活動の提供、食を通じた地域での交流、次世代への食文化の継承等、率先して、地域において食育の実践につながる効果的な活動を展開します。

(5) 市町村

地域に密着した食育活動を推進するためには、より住民に身近な地方公共団体である市町村の取り組みが重要となります。

このため、地域住民や関係団体と連携協力して、地域の特性を活かした市町村食育推進計画に基づき取り組みを実施し、地域における食育の円滑な推進に努めます。

(6) 県

食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民が行う食育推進のための取り組みを、関係機関・団体等との連携を密にしながら促進します。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、毎年度、進捗状況の把握や評価を実施し、適切な進行管理を行います。

県は、計画の進捗状況や評価を「山梨県食の安全・安心審議会」に報告するとともに、県HP等を通じて県民に公表します。

また、計画は必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては関係者の意見等を反映させていきます。

参考資料

- 1 目標指標一覧（データソース）
- 2 食品ロスの削減の推進に関する法律
- 3 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
- 4 計画の策定経過
- 5 山梨県食の安全・安心審議会委員名簿

○目標指標一覧（データソース）

	NO	指標項目	策定時 (R1)	目標値 (R7)	データソース	
1 あらゆる場面での食育の推進	1	朝食を「食べない」「食べない日が多い」児童生徒の割合	中2男子	4.3% (R4)	3.7% (R10)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (保健体育課)
			中2女子	5.0% (R4)	4.5% (R10)	
	2	朝食を抜くことが週3回以上ある若者(20歳~39歳)の割合	24.5%	15%以下	市町村健康診断より (県民安全協働課調べ)	
	3	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数	月 7.5 回	月 12 回以上	文部科学省調査 (保健体育課)	
	4	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	35.5%	72.0%以上	文部科学省調査 (保健体育課)	
	5	県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量	10.6g (R4)	8.0g 未満 (R17)	県民栄養調査 (健康増進課)	
	6	運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(40~59歳)	48.8%	60%以上	市町村健康診断より (県民安全協働課調べ)	
7	食育推進応援団の登録件数(事業所)	310 件	335 件以上	県民安全協働課調べ		
2 食による地域の魅力発信	8	食の伝承マイスター認証件数	7 件	20 件以上	県民安全協働課調べ	
3 食品ロス削減の推進と体制づくり	9	食品ロス削減推進応援団の登録件数(事業所)	(新設)	250 件以上	県民安全協働課調べ	
4 食に関する情報の提供	10	食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数	6,494 件	延べ 33,400 件以上	県民安全協働課調べ	

令和元年法律第十九号

食品ロスの削減の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針等（第十一条—第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第十九条）

第四章 食品ロス削減推進会議（第二十条—第二十五条）

附則

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、二十五年九月二十五日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための二十三年アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

(食品ロス削減月間)

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
- 三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十一条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十二条 会長は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十三条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣

二 環境大臣

三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十四条 前条第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第四号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日 閣議決定）

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものである。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

¹「食品ロス」：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。

²「持続可能な開発のための2030アジェンダ」：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である（外務省ウェブサイト参照）。

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっている³。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している⁴。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている⁵。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7人に1人が貧困状態と依然として高水準である⁶。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている⁷。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている⁸。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約98億人に達すると推計されている⁹。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている¹⁰。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている¹¹。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsに

³ 農林水産省（2019）「食料需給表 平成30年度」

⁴ 環境省（2019）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成29年度）について」

⁵ 総務省（2019）「家計調査 2018年（平成30年）」

⁶ 厚生労働省（2017）「平成28年 国民生活基礎調査」

⁷ 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

⁸ Food and Agriculture Organization (2013), Food wastage footprint: Impacts on natural resources

⁹ United Nations (2017), World Population Prospects: The 2017 Revision

¹⁰ Food and Agriculture Organization (2019), THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD

¹¹ 目標12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

においても、その削減が重要な課題となっている。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録¹²された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間643万トン（2016年度推計）と推計されている¹³。これは、国連世界食糧計画（WFP）による2018年の食料援助量約390万トンの1.6倍に相当する¹⁴。そのうち、事業系食品ロス量が352万トン、家庭系食品ロス量が291万トンである¹³。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めている¹⁵。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品¹⁶」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」、「過剰除去¹⁷」、「直接廃棄¹⁸」となっている。

3 基本的な方向

¹² 平成25年12月4日 登録決定

¹³ 年間643万トン：事業系食品ロス量（352万トン）＋家庭系食品ロス量（291万トン）

（市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。）

農林水産省（平成28年度推計） 事業系食品ロス量：352万トン

環境省（平成28年度推計） 家庭系食品ロス量：291万トン

¹⁴ 国連世界食糧計画（WFP）2018年実績

¹⁵ 農林水産省（平成28年度推計）

¹⁶ 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

¹⁷ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など）

¹⁸ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。

すなわち、

- ・ 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
 - ・ 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
 - ・ 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
 - ・ 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
 - ・ 可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

II 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組として位置付けることができる。

（１）消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・ 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
- ・ 欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

- ・ 食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・ 賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

③ 調理の際

- ・ 余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・ 食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・ 食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。
- ・ 料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
- ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）。

（4）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（1）から（3）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（5）国・地方公共団体

前記（1）から（3）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会¹⁹等との連携を図る。具体的には以下のとおりである。

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い²⁰等、期限表示の正しい理解を促進する。
- ・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド²¹」により、外食時の食べきり・持ち帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発を一層推進する。
- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。

¹⁹ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。（令和2年2月5日現在 417自治体が参加）

²⁰ 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

²¹ 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

- ・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。
- ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。

（２）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進する。
- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
- ・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
- ・外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べ

きり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。

- ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。
- ・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
- ・過剰な回収につながらないよう食品衛生法（昭和22年法律第233号）における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
- ・食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
- ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融²²の普及を促進する。

（3）表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。

（4）実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度²³において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。

（5）情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者

²² ESG 金融：融資判断にESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

²³ ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。

- ・ エシカル消費²⁴の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
- ・ 食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報発信を行う。

（６）未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

- ・ 関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ²⁵の推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。
- ・ 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。
- ・ 食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

（１）食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

²⁴ エシカル消費（倫理的消費）：人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

²⁵ フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

① 推進体制の整備

- ・ 地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・ 推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・ 地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・ 食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

- ・ 食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。
- ・ 食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。
- ・ 近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることが期待される。

③ 計画策定時

- ・ 食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。
 - ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
 - ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
 - エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。
 - オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

④ 策定後の推進

- ・ 連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、

効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。
- ・このため、国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第106号）、食育推進基本計画（第3次、平成28年食育推進会議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）など多岐にわたる施策に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量²⁶を半減させるという目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合²⁷を80%とする。

²⁶ 2000年度食品ロス量 家庭系食品ロス量：433万トン（環境省）、事業系食品ロス量：547万トン（農林水産省）

²⁷ 平成30年度調査では71.0% 消費者庁(2019)「平成30年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえ、食品ロス削減推進法施行後おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

計画の策定経過

令和2年7月28日	第1回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「山梨県食の安全・安心推進計画」の推進状況について (2)「第3次やまなし食育推進計画」の推進状況について (3)「第4次やまなし食育推進計画」の策定について
10月6日	第2回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第4次やまなし食育推進計画」の策定について(案)
12月18日	第3回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第4次やまなし食育推進計画」の策定について(案)
令和3年2月中旬	県民意見提出制度による意見の募集の実施
3月	山梨県食の安全・安心推進本部 本部会議 (1)「第4次やまなし食育推進計画」の策定について
3月	「第4次やまなし食育推進計画」公表

山梨県食の安全・安心審議会委員名簿

分野	氏名	所属及び役職
消費者	田草川 憲男	(公社)山梨県栄養士会 会長
	仲澤 早苗	あしたの山梨を創る生活運動協会 副会長
	剣持 秀次	公募
生産者	足達 郁也	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
	向山 洋平	(有)黒富士農場 代表取締役
	朝比奈 伸也	道の駅富士吉田 店長
事業者	長谷川 正一郎	長谷川醸造(株) 代表取締役
	神宮司 健男	(株)ヤマカ水産 代表取締役社長
	渡辺 盛男	(株)いちやまマート 取締役
	遠藤 秋穂	(株)山梨さえき 販売促進グループ
	小野 曜	山梨県パン協同組合 理事長
学識経験者	大島 わかな	弁護士
	藤井 まさ子	山梨学院大学健康栄養学部 学部長
	森田 満樹	(一社)Food Communication Compass 代表

◎会 長 田草川憲男

○副 会 長 藤井まさ子

かんしょくま

